

第432回（定例）福崎町議会会議録

平成22年9月30日（木）
午前9時30分開 会

1. 平成22年9月30日、第432回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

それでは日程により、一般質問を続けてまいります。

9番目の通告者は、福永繁一君であります。

1. 有害鳥獣について

2. 松くい虫被害後の処置について

3. 町道大門石引線について

以上、福永議員どうぞ。

福永繁一議員 議場におられる皆さん、おはようございます。

4 3 2回福崎町議会定例会も本日をもって完了いたします。昨日まで良好な回答をいただきました。本日後5人でありますので、5人も同じくすばらしい回答が得られますことを願ひまして進めたいと思います。

ただいま議長より許可を受けました議席番号5番の福永繁一です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

昨日も有害鳥獣についての質問がありましたが、重複する面もあるかと思いますが、よろしく願ひします。

このごろ農作物についての被害が多く、先ほど言いましたように有害鳥獣について、アライグマ、ヌートリア、シカに始まりイノシシで終わっております。農家の皆さん方は収穫前に被害を受けるということは、泣くに泣けない悔しい気持ちだと思ひます。私達もそのことについて対策を練っていかねばならないと思ひますけれども、町当局としてはどのようにお考えなのか、最初にお聞きしたいと思ひます。

産 業 課 長 有害鳥獣につきましては近年特にシカ、イノシシにつきましても山沿いのみならず町内の南部にまで被害が発生している状況でございます。農作物の被害が大きくなっているということは十分に理解をしているところでございます。特にシカにつきましては一夫多妻で雌を捕獲しないと生息数を減らせないことから、福崎町でもシカの個体群管理事業による雌ジカ捕獲の取り組みを猟友会の協力によって実施しているところでございます。21年度では27頭でございましたけれども、ことしに入って4月から8月末までに41頭を捕獲している状況でございます。農家の皆様方には捕獲活動をしている、また防護柵を設置したからといって安心せずに、定期的に見回りをしたり、隠れ家になりにくいように草刈りをするなど、鳥獣が近づきにくい農地にしていただきたいと思ひているところでございます。

福永繁一議員 近隣の町では、安富町なんですけれども、網でシカを一度にたくさんとっているということがあります。今理事者が言われましたように、27頭というよりもものすごくたくさんのシカがとれるということでお聞きしております。そして今この網であれば、一度にたくさん、電気関係とかそういう設備も要るわけですが、一度にとれるということは大きなメリットであり、後の肉関係の保管もまたたやすくなる、安易になると思ひますが、その点については町当局としてはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

産 業 課 長 網でとるという工法につきましては昨日もお話させていただきましたけれども、県が開発いたしましたシカの大量捕獲方法というものでございます。当然今言われましたように、網で捕獲しますとそのまま、この網の工法につきましては広い場所、また電気のある場所が求められ、また山頂ではなく平地のほうで行われますので、運搬等につきましても行いやすいということで、当然肉の鮮度も高いということでございます。シカの肉につきましては、兵庫県内でも地域資源また地域おこしとしてシカ肉の料理としていろんなものが提供されているところでございます。兵庫県におきましても、森林動物研究センター内におきましてシカ肉の研究をしておりますニホンジカ有効活用研究会というものがございましてけれども、その中でも研究をされているところでございます。そういった中で、先ほど言いましたけれども、シカ個体群による管理事業によって年々捕獲数がふえてきている状況の中で、そういった捕獲数が多くなってき

ておりますので、近隣市町や県との広域での利用方法も考えていきたいと考えているところでございます。

福永繁一議員 そのような方向で、ことしも猟友会の駆除活動が力を入れていただきました。通常2月15日であります。7月半ばまで延長し、また9月から暑い中にもかかわらず猟友会の方々が奮闘させていただいております。本当に頭が下がる思いであります。それに報いるためにも、今課長が申されました肉の利用を考えていかなければならないと、私はこのように考えます。以前から私もその点について質問をしておりますが、もう一度お聞きしたいと思っております。

産業課長 先ほども言いましたけれども、近年兵庫県内でも地域おこしなどに使っているところでございます。しかしながら、シカを年間約2,000頭捕獲しております。佐用町にお聞きしましても、現在コロッケとかミンチカツなどに利用をしておられますけれども、わずかな量でありまして、まだまだくさいとか高いということで研究が必要であるということをお聞きしているところでございます。先ほども言いましたけれども、兵庫県の森林動物研究センター内のそういった研究会の中でも解体処理するには食品衛生法に基づき衛生的に取り扱うことが必要ということで、捕獲現場から血抜きをするなど2時間以内の処理が目安となっているところでございます。もしも山林の中の山頂付近で捕獲しますと、なかなかそういった衛生的なものが確保できないということになってまいります。しかしながら、きちんと処理をすればその肉はよい食材になると考えております。福崎町におきましても、先ほど言いましたように、まだ隣接にはそういった加工場がございませぬけれども、兵庫県の力もお借りしながら、また隣接の市町とも連携しながら、そういった加工施設ができないか等研究を重ねていきたいと考えます。

福永繁一議員 ちょっと反論するようなことになりますけれども、あそこの道の駅、我々食べなかつたんですけれども、それを注文されている方にお聞きしますと、いやおいしいよという言葉が返ってきました。今兵庫県の研究センターで、近くなんですね、だからそういうところから指導を受けているのかなと思っておりましたが、今の課長の答弁ではちょっと肉は利用しがたいということをお聞きしましたが、その点真意についてお伺いしたいと思っております。

産業課長 シカ肉につきましては一般的にそういったまだくさい、においがすると、またかたいということで、答弁の中にも言いましたように、各県内でも、全国的の中でも当然そういった中で特殊な、個人的にやわらかくするとかにおいを消すといった方法の中で取り組みをされております。どういった手法でそういったお客様ににおいを消したり、かたいものをやわらかくするといった手法がいろいろあると思っておりますけれども、まだそこまでは私のほうも認知をしていないところでございます。

福永繁一議員 ちょっと怒られるかもしれませんが、研究する気があったら、もっといい答が出てくると思うんですよ。事実、道の駅では販売されております。どんぶりとかカレーとちょっと忘れましたがもう一つ、3種類あったんですよ。今課長が血抜きとかということをおっしゃいましたが、私が当初言いました網であれば血抜きする必要もないし、逐次必要な折にかわいそうですけれども血抜きするという方法があるんですよ。だからやる目的で検討するのと、どうでもいいわと、怒られるかもしれませんがそういう目的の違いから、回答がおのずと違ってくるのかなという感じを受けたんですけど、ちょっと真意についてお答えを願います。

産業課長 実際福崎町ではまだ研究する段階までいってないという解釈をしております。

当然まだ、先ほど言いましたけれども、昨年で21頭、その前は5頭とか、一けた台の捕獲数でございました。これからたくさんの捕獲が見込まれるのであればまたその加工施設が近くにあるのであれば、そういった研究も重ねていかなければならないと思います。町内の商店さん、店舗の方がそういった肉を買い求められて料理をされるのであれば各店舗のほうで研究をしていただけるものと思っております。

福永繁一議員 これは近隣じゃないんですけれども、特産化ということで頑張っておられる町があります。瀬戸内の今治市の三島町というところでやっておられるんですが、今私が網でとれば生けどりできるということで、生けどりすることによっていろいろとメリットも出てくると思うわけです。この三島町はイノシシもあるわけですけれども、町全体がそういう有害鳥獣がお金にならんという考えから、取り組んでおられるわけです。福崎町も産業はたくさんありますが、冒頭にも述べましたように農作物の被害が大なんです。それを駆除することによって後のメリットをこう必要があるわけです。ですから、いろいろと難題もあるかと思えます。この予算化、厳しい中において、一部で回したらこちらが立たずということで、いろいろと問題があるかと思えますが、今自給率の向上ということで新聞紙上でも出ております。米は別として、野菜、いろいろなものがシカ等に侵されます。また被害が出ます。ですから、そういうことを考慮して、ないお金から工面していただいて、みんなが喜ぶという方向を考えていただきたいと思えますが、この点についてどう思われますか。

町長 町の予算の使い方というのは、皆さんの税金を集めさせていただいて執行をしております。したがって、集めさせていただいた税金が有効かつ適切であるかどうか、しかも使ったお金が有効に使われているのか、効果が十分発揮できるのかということが中心になってまいります。これは議会の皆さんの一般質問をしっかりと聞いて、それに予算化をしていくということでありまして、今、鳥獣被害についての質問を受けているわけでありまして、そうした事柄についても研究はしてまいらなければいけないと思っておりますけれども、福崎町の予算を使ってその研究をするのがいいのか、県や方々で実験されている結果を待ちながら、一番適切な方法で福崎町がどう有効活用させていただくかということになろうかと思えます。私たちは今産業課に対しまして、シカの料理方法でありますとか、それを研究してほしいという要望を私は出していません。私たちはそのことに中心を置くというのではなしに、それは県の研究機関でありますとか、あるいは大学、あるいは先進地、もっともっと進んだところで進められている研究が、本当にこれが有効だと思ったらそれを福崎町で活用させていただくと、そういう方向をとっているわけでございます。鳥獣被害は今行政懇談会を開いておりますけれども、どんなところに行っても、鳥獣被害の話が出てまいります。全町こんな話が出るということは、全県下そうだろうと思えます。ある意味では全国的にそうだろうと思えますから、私たちはそうした対策に対するお金を県にも予算化してほしい、国にも予算化してほしいという要望をしていく必要があるのではないかと考えております。今持っております町の予算をその鳥獣被害にすべてかけてやるということはなかなかできないので、産業課もそうしたところで苦慮しているわけでございます。しかしそれを取り組まないというわけではありません。しかし町だけでは限界がございます。国、県にもそうした要望をしていきながら、国の予算化もしてほしい、そういう声を地方からも上げていきたいと考えております。

福永繁一議員 7月に京丹後市に視察に行かせていただきました。人口は6万余りの人口です

けれども、有害鳥獣の予算は3,000万円でした。福崎町は2万人ですので、概算しますと3分の1、つまり1,000万円ぐらいが考えられます。何もお金をたくさん使えと言っているんじゃないと思います。有効にかつポイントポイントにお金を使うことが有効だと私は思いますが、この予算に対して町当局としてどのぐらい予算が組まれておるのか、それに対して1,000万円のお金の内容ですね、内容というか、私が説明しましたことについて反論がありましたらお願いします。

町 長 今、京丹後市の例を引き合いに出して、人口が6万人、福崎町は人口が2万人ということで3分の1、京丹後市が3,000万円予算化しておるから福崎町もそれに匹敵する1,000万円の予算を組んではどうかというご意見であります。それでは京丹後市の面積を調べてみますと、11倍なんです。しかも山の面積は福崎町のもう何倍か大きい。そういう中で、シカ、イノシシ、ヌートリアという鳥獣がたくさん出てくるというのはもう至極当然のことでありまして、そうした事柄について予算を組まれるというのを、鳥獣被害を人口比で比較してどうこうという論議は、私はもちろんそのことも参考にはさせていただきますけれども、その町その市に置かれている状況がどうか、山林の状況はどうかという具体的な内容をしっかりと見据えながら福崎町に今持っている予算をどのように使っていくのいいかということは、議員の皆さんと相談をさせていただきながら、予算編成に当たってまいりたいと考えております。

福永繁一議員 私は1,000万円、概算すればこのぐらいになるということで町当局としては比較してどう判断されますかということをお願いしたんです。言葉のあやでいろいろと判断されるかもしれませんが、その点についてもう一度お伺いします。

町 長 先ほどの答弁でほぼ私の真意は伝えられているのかなと思いますけれども、予算というのはその場その場で議員の皆さんと相談しながらつけた予算でありまして、本年度の予算も議員の皆さんの全員の賛成を得るような形で執行させていただいております。もしそういうことが有効かつ適切な方法が見つかるのなら、鳥獣被害に取り組まないと言っているわけではありません。取り組む以上は一番有効な手だてで少ない予算でも効果が出るという方法を組まない、やみくもに研究も尽くされていないのにこうだあだと言っただけで試行錯誤にたくさんお金を使うというわけにはまいらないわけでありまして、先進地の事例、研究機関の事例をしっかりと見聞いたしまして、これからの予算編成にあたってまいりたいと考えています。福崎町の本年度の予算が鳥獣被害に幾らかというのはさまざまな角度から積算をしないといけません。単に猟友会に出している費用だけを見るということではなしに、農業予算でありますとかさまざまな検討の中で積算されてくるものであらうと思います。そうした具体的な内容につきましては、担当課のほうで答えさせていただきたいと思います。

産 業 課 長 今町長の方からもご答弁させていただきましたけれども、現実の福崎町の予算の中でこういった有害鳥獣に対して防護柵の設置とかそういった予算を持っているわけではございません。そういった名前では予算上は出てきておりませんので、わかりにくいのかもわかりません。福崎町におきましては、こういった防護柵に対する助成制度は以前から設けてございます。福崎町の中での予算上では、町単独の農林水産関係の土地改良事業補助金というものがございます。その中におきまして対象事業といたしまして、有害鳥獣の防護柵設置事業というものを設けております。1事業主体1カ年で事業費が20万円以上、250万円未満ということで、補助率は50%ということで設けさせていただいてお

ります。しかしながら、近年では問い合わせはあるものの実績はないというのが現状でございます。この事業をもっともって活用していただきたくPRもさせていただきたいと思っております。したがって福崎町での平成22年度のそういった土地改良事業の補助金の額は1,400万円を予定しております。現在そういった対応の準備はできていると考えているところでございます。

福永繁一議員 本日傍聴にお見えになっている方々、高岡地区の方々ですけれども、私の地区等もイノシシやシカがたくさんおります。その中で冒頭にも述べたかもしれませんが。今、述べました地区の方々も鳥獣被害に泣かされ、また収穫前にも大きな被害をこうむられておるといふことを感じられておるといふ思います。私は常日ごろ行政と議会は両輪のごとくお互いに助け合いながら進んでいくということをもットーにしておりますので、今住民の方々が忙しいのにもかかわらず傍聴にお見えになっていただいております。そのような方にも、この行政がこのように力を入れているんだということを知っていただくために、物事を出していったわけですが、予算の関係でいろいろあろうかと思っておりますが、今後よき方向に検討していただきたい、このように思います。

次に変わります。兵庫県シカ平日駆除促進ということで、10月から12市町で猟友会の会員さんを8名前後ずつ雇い、補導専任班というものをつくりたいということを出されております。これは9月24日の日本農業新聞の切り抜きであります。その中で有害鳥獣1頭当たり最高で6,500円、9月の補正予算で1億1,800万円を計上されております。その中で、福崎も猟友会の中から8名ほど選ばれると確信しておりますが、その状態についてどのような進行をされておられるのか、経過について説明をお願いしたいと思います。

産業課長 今議員さんが言われましたように、新聞紙上ではそういった情報が流れているわけでございますけれども、実際担当部局であります福崎、産業課内ですけれども、まだこういった情報が回ってきておりません。今後そういった情報が県のほうから回ってくるのかなといった状況でございます。したがって、何名の方が福崎町から選ぶとか選ばれるとかといったことの内容につきましても、これから把握をしていきたいと考えます。

福永繁一議員 きょう確か9月30日だと思います。あしたから10月、間違っただけなら、情報、お金がないからそういうふうにおくれるのかもしれませんが、マスコミのほうで情報キャッチし、早くキャッチしたおかげでこういうことが起きたかもしれませんが、その点についても早く情報を入手し、解決に向けて進んでいただきたい、このように思います。以前にもちょっとお願いしたんですけども、ハンター育成、きょうハンターになったからきょうから活躍できるんやということとは不可能です。私が以前より申し上げておりますとおり、10年から15年になって一人前になるんだということはお聞きしておりますが、いろいろとお願いした経緯について、今どこまで進んでいるんだということをお伺いしたいと思います。

産業課長 ハンターの育成につきましては、行政と猟友会の中で協議を進めております。福崎町の猟友会の皆様方も高齢化が進んでいるところでございます。しかしながら30代、40代の方もおられますし、すぐに駆除活動ができなくなる状態でないと考えております。高齢化と人手不足に悩む市町村では、農家の方、農協の職員、また市町村の職員による駆除隊が編成されているようなところもございまして、福崎町では現在ハンター育成につきましては猟友会とともに連携を図りながら考えていきたいと考えているところでございます。

福永繁一議員 シカの平日駆除隊と別行動になるんか、私はわかりませんが、今猟友会が何人おられるんか、それから8人も引かれると駆除体制が鈍ってくるんじゃないかと考えますが、その点大丈夫なんですかね。

町長 シカ対策、鳥獣被害にどのように対応するかということでありまして、けれども、きのうは災害対策で町はどのように取り組むのかということでも大きく論議をされました。それと同じことが言えるのではないかと考えております。私は常々用います言葉は柳田國男さんの美しき村の言葉です。その町がよくも悪くもなるのを、そこに住んでいる人々のちょっとした心がけでよくもなるし悪くもなると、このように柳田さんは言うておられるわけでありまして、福崎町は町民の一人一人のちょっとしたでもよくしよう、この場合で言いましたら、鳥獣被害を最小限に食い止める、また鳥獣被害の起きないような環境をどのようにしてつくり上げていくかということをして1人でもたくさんの方々が真剣に考えてくださることが、鳥獣被害を少なくすることにつながると思っております。

最近朝日新聞の新聞も全国的な鳥獣被害を耳にされたのでしょ、社説を掲げておられましたけれども、その社説で見ますと、鳥獣被害が起り得るような環境をつくり上げたのは結局私たち人間ではなかったでしよかと問いかけて、鳥獣が住みにくいような環境あるいは山里から里におりてこないような環境、そういったシカ、イノシシ、動物が山に住む、クマが住むような環境をどうしてつくり上げていくのかという多面的な角度で見ないといけないのではないかと社説を掲げておりました。もちろんその一つの中で、猟友会の方々、猟師の方々の育成ということも軽視してはなりません。このことも重視する必要がありますが、しかしその数は限りがございます。それよりも全国に1億の人々が、そういう鳥獣被害の起きないような環境をどのようにしてつくり上げていくかということに関心を持ち、そういう知識を身につけ、そういう環境をつくるために努力するというこのことが一番鳥獣被害を未然に食い止め、あるいは被害を少なくする道ではないのかと、このように社説は呼びかけているわけでありまして、私もその社説の方向はなるほどとうなずきながら読ませていただきました。鳥獣の猟師になれるというのは、単に養成だけで育つものではありません。その人の趣味、好み、あるいはなりたいという要望、そういうものが合致をいたしまして、あるいはその方々が一定の収入にもつながるといふさまざまな角度から検討をして、初めて猟友会の育成ということにもつながってまいりわけでありまして、これも全国的な課題として福崎町も人並みに頑張っ取り組んでまいりたいと考えております。

福永繁一議員 貴重な意見ありがとうございました。今、町長が申されましたように、環境づくり、私も新聞とか人にお聞きしましたことについて、山と山里の間に空間を置くと、空間を入れることによってイノシシ、シカが怖くて出てこないということもお聞きしましたが、それが自分の山であれば切ったりできるわけですが、いろいろと入り乱れてできない状態にありますが、こういう点について町は指導をしていただけるんかどうか。こういうことをすることはいいことはわかっているが、実際にできないよということですが、その点についてお伺いします。

産業課長 今、言われましたように里山に有害鳥獣がおりてこないようにということで、里山から平地に対して草刈りをするなど空間地帯を設けるといった工法につきましては県のほうも取り組んでいるようでございます。来年度、新年度になるかと思っておりますけれども、そういった事業も展開をされるということをお聞きしております。まだ計画ということでは要望までは回ってきておりませんが、

そういった事業の要望が回ってまいりますと、また地元の皆様方に問いかけし、要望を募っていきたいと考えております。

また、森林動物センターにおきましては、県内のそういった地域におきましてそういった駆除方法というんですか、皆様方が取り組める方法ということで講演もされているようでございますので、福崎町におきましてもそういった講演が、指導ができないか今、動物研究センターのほうに問いかけをしているところでございます。また日程等が決まりましたら皆様方にお知らせをし、進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

福永繁一議員 よろしく申し上げます。

それでは項目変わりますして、松くい虫被害後の処置についてお伺いします。

今回から処置方法が違ふとちょっとお聞きしたんですが、どのような方法で実施され、どのような効果が得られるんか、もう一度申し上げます。

産業課長 松くい虫につきましての伐倒駆除でございます。伐倒駆除におけます処置方法が新しい工法になったということですが、兵庫県もそういった方向に進んでいる、そういった工法を取り入れているということでございまして、兵庫県では松くい虫の伐倒駆除におけます松林保全再生パイロット事業という新しい事業を取り入れているところでございます。この事業につきましては、松くい虫の伐倒駆除の新技术として実施をされておりますけれども、被害木を伐倒し、その伐倒木に天敵の微生物を利用した薬剤により羽化し脱出した松くい虫、松のマダラカミキリの成虫を駆除しようというものでございます。農薬の飛散や臭気がなく環境に優しい伐倒駆除用の微生物農薬ということで注目をされている事業でございます。微生物につきましては昆虫寄生性の糸状菌のボーベリア・バシアーナ菌で、菌のついた幅2.5センチ、長さ50センチのテープを伐倒木に貼りまして、その上からシートで被覆して置いておくというものでございます。成虫は薬剤と接触をして糸状菌が感染し、2週間以内に死滅するという工法でございます。福崎町におきましては、この事業を今年度から事業量75立方メートルというちょっと少ない規模ではございますけれども、実施をしております。今後は県におきましてもこういった方法に移行するものと考えております。結果につきましては、この事業5月に実施をいたしました。1カ月後の6月に確認をしておりますけれども、カミキリムシが死んでいるのを確認しているところでございます。

福永繁一議員 カミキリムシは松がどのような状態までおるんか、ちょっとわからないんですけれども、通常黄色になった時分に伐倒駆除すれば、なるほど松の木の中に入っていると思うわけですがけれども、現在処理されているのは大方赤くなった松、極端に言えば葉っぱが落ちようとしている松ぐらいを11月から1月ごろまでかけてなされておると私は思っておるんですけれども、そういう状態であれば、マダラカミキリムシが木に少なくなっているん違うかなと思うわけですよ。まあ言うたら9月に伐倒駆除をしていただければ、効率がもっといいん違うかなと思うわけですが、その点についてどう思われますか。

産業課長 当然今言われますように、カミキリムシにつきましては、先ほど言いました羽化して脱出するというのが5月、6月ということで、そういった時期を勘案しながら、県のほうからも今現在やっています航空防除の時期を定めているところでございます。そういった中で、枯れた松というのでしょうか、そういった中で9月に実施するほうがいいのではないかとございましてけれども、伐倒につきましては春また秋にもやっておりますのでございます。そういった時期につきましては、また県のほうからの指導を受けながら実施させてい

ただきたいと思います。

福永繁一議員 わからないだろうけれども、カミキリムシの松の木の中に在中言うんですか、おる期間はいつごろまでという判断をされているんですか。

産業課長 カミキリムシのほうですか。

福永繁一議員 松くい虫の幼虫か何かは。

産業課長 幼虫のほうですね。当然、5月、6月に羽化して出るということでございますので、それまでにはまだ枯れた中、枯れる程度もございますけれども、1年目から赤く染まってくる時分はまだいると、全部が全部いるわけではございませんけれども、それから隣接に飛んでいくということでございます。ですので、現実には赤くなり始めたらそれを伐倒するというのが一番効果的かなと思っております。

福永繁一議員 私もそのように思っておりました。ですから、同じお金を使うならば、そういう時分に、いろいろと諸事情があるかと思いますが、伐倒駆除をしていただきたいなと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

それと、以前もお話したわけですが、松くい虫でかかれた松が山の中に立っていると、そして倒れそうになっているという松も我々のほうではたくさんあるわけですね。もちろん倒れている松もあります。それに対して、啓蒙活動で山に入ると危険であるよという標識ぐらい欲しいなと思ったわけですね。と言いますのは、11月23日に歩こう会が日光寺周辺から我々の自治体へ、また西大貫へと行く中において、そういう松が見受けられるわけですね。だから災害が起きる前に、そういうものを処置していただきたいなと思っておりますが、看板と両方いかがでしょうか。

産業課長 山林につきましては小さな山林もあれば進入路というんですか、出入り口も数少なくなると思っています。また大きな山林になりますと、出入り部分がたくさん出てくるということでございます。地元の方々、個人さんの持ち物であったりもしますので、地元の区長さんや財産区などと協議をして安全活動を図っていきたくて考えるところでございます。

福永繁一議員 看板のほうはどうですか。

産業課長 そういった中で必要であれば看板も設置していきたくて考えます。

福永繁一議員 よろしく願いいたします。

それと前回言うたことばかりですが、道路に面したところに松があるから危険であると、道路を通行中に上から落ちていたことがありますよということで、処置をしてほしいということをお願いしておりましたが、進展状況についてどのようになっているかお伺いいたします。

産業課長 前回お聞きしておりました件につきましては、地元の区長さんからもお聞きいたしまして、道路に面した枯れ松の処理は処理済みでございます。またそのほかにもございましたら、お知らせ願えたらありがたいと思っております。

福永繁一議員 それは道路に倒れてきたものだけですね。私も風が吹く、雨が降る、山、道路を見回っております。区長さんがどのように申されたのかわからないけど、こないだ道路に倒れていたやつは片づけていただきましたよとお聞きしましたが、その前の、倒れつつある進行形のものを、また近くにもう葉っぱが落ちて、雨が降ると倒れるよ、風が吹くと倒れるよというものをあわせて処置をしていただきたいと、前回にそのように言うつもりなんですけれども、意思疎通がつながらなくて迷惑かけておりますが、そういう点も踏まえてお願いしたらなということ言うたんです。その点についてももう一度お願いいたします。

産業課長 倒れつつあるものということでございます。またその倒れそうになっている

木につきましても個人的な財産ということでもございますので、一度現地を確認させていただいて、対応をさせていただきたいと思っております。

福永繁一議員 ありがとうございます。その点よろしくお願ひします。

次に、町道大門石引線についてお伺ひしたいと思ひます。

まず安全面についてお尋ねします。石引線はもちろん皆さんご存じのように、ちょっと問題あるところですが、その問題のところカーブになりまして前方から来る車が見えない。また砂利道であるということからほこりがばーっと出ますので、夏においては皆窓を完全に閉めて、エアコンもある関係かもしれませんが、向こうから来る音は聞こえないという実態であります。両サイドはカヤ、樹木、樹木でも余り大きいもんじゃないけども背が5メートルぐらいあります。高いものであれば。そういう状態で車と車が接触、また脱輪ということがあり得ます。問題解決するまでは標識とか呼びかけの看板をつけていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 当該箇所は福永議員さんもお存じのとおりでありまして、町も早く舗装をして通行の安全確保ということで取り組みもしましたが、隣接土地所有者に理解を求めましたが、ご存じのように裁判の係争中であります。そういったことから今後の関係悪化も町も望んでおりませんので、舗装も試みようとしたんですが、そういったことで相手からの申し立ても受け、断念をした経過がございます。結果としてこれらの事情等から舗装工事ができない状況が続いておりますが、日ごろ特に夏場ではありますが、草刈りの実施また砂利道でありますのでわだちができれば適宜その補修に努めているというところでございます。

看板につきましては、現地にも若干あるんですが、それと視線誘導票、夜間カーブ中ということがわかるような反射板ですね、ああいうものをことしも補充しておりますし、今後もそういったことについて不都合な面があれば充実していきたいと思っております。

福永繁一議員 今課長が述べていただきましたように、看板はぜひともつけていただきたい。前方砂利道ですと、カーブ危険ですとか、そういうふうなもろもろのことがあろうかと思ひますが、その点を踏まえて看板を、類似品がありましたら改めてつくってくださいということは言ひませんが、そういうのをしていただきたい、このように考えます。

次に、その石引線の環境面についてお伺ひしたいと思ひます。

まずことしは雨が少なく梅雨ぐらいまでで大きな雨は終わりました。しかし、両サイド、道路は課長のおかげをもちまして草刈りはしていただいておりますが、その横ですね、U字溝の反対側のほう、草とか木がありますので、私がよく被害にあっておりますマムシ等が出てきます。それで環境面の保護にも考えて、その草を何とかならないかと思ひますが、その点についてお伺ひしますが、何か答弁ありますか。

まちづくり課長 路側の草は刈らせていただいとんですが、民有地のことでしょうか。民有地につきましても基本的に土地所有者ということになります。これも先ほど言ひました裁判係争中でありまして、立ち入り等のことにもなかなか困難でありますし、特に境界面でも相手いろいろご異議がありますので、そういったことについては注意をしなければならぬと思ひしておりますし、積極的にそこを刈ることもできないと思ひしております。

福永繁一議員 もう1点だけお聞きします。道路は先ほども課長が言われましてように砂利道ということで、山から流れてくる水が、ことしは幸いにして雨が降りませんでした。通常は雨が降ると道路をまたいで砂利を流しながら進んで行くわけですが

けれども、今既設のU字溝、20メートルほどあるわけですが、そこへU字溝入れてもらって余水を放出すると、そのことによって砂利道の管理も少しは軽減されるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

産業課長 今、まちづくり課長も申しましたけれども、隣接の方と係争中でございます。水路に水がたまったりして路側が把握できないというようなことで、安全な通行もなかなか図れないということで、一度弁護士さんとも相談いたしまして、対応を考えていきたいと思っております。

福永繁一議員 よろしくお願ひします。今、係争中のところの反対側のほうにU字溝が入っていますので、また念のため、そういう点もいろいろと考慮していただきたいと思ひます。

いろいろと質問しましたが、これで私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長 以上で、福永繁一君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議長 会議を再開いたします。

次は、10番目の通告者は、富田昭市君であります。

1. 環境配慮の契約に関する取り組みについて
2. 地籍調査の迅速な実施について

以上、富田議員どうぞ。

富田昭市議員 議席ナンバー13番、富田でございます。通告に従いまして、ただいまより一般質問をいたします。

本日は高岡地域の皆様、傍聴大変ありがとうございます。

通告は2件ありますけれども、先に地籍調査の迅速な実施についてを先に行いたいと思ひます。

人間と同じように土地にも戸籍があるわけでございます。それが地籍であります。その地籍を確定するために必要な作業が地籍調査であるわけでございます。日本全体でも実施済みの土地がまだ半分ぐらいだと聞いているわけでございます。地籍が未整備のために所有者間の紛争やまちづくり、あるいは災害復旧のおくれなど、住民生活にも大変な影響があるわけでございます。土地という限りある資源を効率かつ有効に活用するために、地籍調査の迅速な実施が必要であります。現状はどうかご答弁をお願いいたします。

産業課長 地籍調査の現状でございます。福崎町では地籍調査を52年前の昭和33年度から平地の地籍調査を実施し、昭和43年から56年まで一時休止をしておりましたが、昭和57年から再開し、平成4年に福田地区の登記がされ、平地部の地籍調査が完了いたしました。山林につきましては、平成8年度から大貫、東田原地区を実施し、平成12年に登記を完了しており、その後は事業を休止していたという状況でございます。兵庫県は地籍調査の進捗率が平成20年度末で18%、全国平均が48%ということで、全国で36番目という状況のもと、地籍調査推進会議を設置し県下全域の地籍調査の推進を図っております。平成22年4月現在では1市町が未実施となっている状況でございます。それらの中で福崎町におきましては、平成20年度から山林の地籍調査を再開し、3年目に入っている状況でございます。

富田昭市議員 福崎町の面積が45.82キロ平方メートルもあるわけでございまして、これらの土地はすべて所有者そして地番、地目、面積そして境界といった土地所有の基本情報から成り立っているわけですね。土地その一筆ごとに地籍図とその地籍簿に求められていると思います。調査対象面積に対しての前年度までの実施面積は何キロ平方メートルか、そして残りの面積は何キロ平方メートルか、そして平成22年度の調査の予定面積はどのぐらいなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

産業課長 福崎町の総面積は今言われましたように45.82キロ平方メートルでありますけれども、そのうち中心部を流れております市川のア面積が0.72キロ平方メートルであります。残りが調査対象面積となりまして、45.10キロ平方メートルとなります。そのうち前年度までの実施済み面積につきましては、平地、山林の一部を含めまして20.07キロ平方メートルでございまして、44.5%でございます。したがいまして残りの面積につきましては、主に山林部でございまして、25.03キロ平方メートルで、55.5%となっているところでございます。また、平成22年度の実施の面積につきましては、0.18キロ平方メートルを予定しているところでございます。

富田昭市議員 この地籍調査におきましては大分古い話になりますけれども、1582年、すなわち今から428年前に豊臣秀吉が全国の検地を始めたのが初めだと聞いております。それによりまして、以後その太閤検地と言われておりまして、なかなかその実態が把握できていないという土地も数多くあると言われていたわけでございます。そして江戸時代に入りますと、徳川幕府は国家の経営のために国土の形とかあるいは道を知るために国絵図というのをつくったわけなんですね。そしてこの国絵図におきましても、幕府の政策に直接携わるもの以外は目にしたことがないという歴史も残っているわけでございます。近年ではその対象地籍調査が始まったのが1951年ですか、国土調査法が成立制定されまして、そして開始されまして、2007年度末で先ほど言いました調査面積のうち調査が終わったのが全国平均で48%と言われております。そして本年で59年がたつわけでございます。もともと私たち一般庶民におきましては余りかわりが少ないことでありまして、非常に関心が薄いわけでございます。しかし、まちづくりとか道路や公園、そしてまた市街地の再開発事業のような面的開発では、土地の買収あるいは交換が伴いますので、正確な地籍情報が欠かせないわけでございます。数年前の東京の六本木ヒルズの建設のときには、約400筆の境界の調査に4年間もかかったと言われてまして、非常に多大なお金が使われたと聞いているわけでございます。また、災害とかあるいは復旧にも影響が出てくるわけでございます。地籍調査の未実施地域で地震とかあるいは土砂崩れなどの災害が起きまして、土地の形が変わった場合は、元の記録がないために境界確認などに時間をとられまして、復旧がおくれることになるというわけでございます。また、15年前に起きました阪神・淡路大震災におきましては、土地情報が交わせないために土地を担保にした住宅再建資金の借入ができなかったというお話も聞いているわけでございます。ほかにその地籍調査の目的としては、国税、資産課税の適正化あるいは地理情報システムの活用などがあります。さらに森林の管理に適正化も重要であると言われていたわけでありまして、またその土地所有者にとっても利点があるわけでございます。土地境界をめぐる紛争を未然に防いだり、あるいは土地取引や相続の円滑化、あるいは登記費用の節減などを通じまして個人資産の保全にも役立っていくわけでございます。このような例から考えましても、行政や住民に必要な性が十分理解されていない

ことから、地籍調査が進捗しないわけでありまして、今後積極的に取り組む必要があると考えますが、ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

産業課長 地籍調査につきましてでございますけれども、地籍調査の現在福崎町で行っております地籍調査の残っている地域は、山林が主でございます。現在実施しております地籍調査には、現在の計画では福崎地区につきまして平成30年度、また福崎町全体を平成44年度に完了する予定として作業を進めているところでございます。地籍調査につきましては、1地区を4カ年の作業で登記まで行っていく計画をしております。1年目には基準点の設置、事前調査、2年目には現地の確定ということで境界の測量、3年目にそのはかった面積の測定を確定して、閲覧、修正をいたします。そして4年目に登記をして完了という形のもと進めているところでございます。

富田昭市議員 今年度の予定を見ますと、0.18キロ平方メートルが計画になっているわけですね、課長。そうですね。これ単純計算しますと現在残面積が24.83キロ平方メートル残っているわけです。これは私なりに単純計算をしたわけですが、この調子で進んで行くと、約138年かかるわけなんです。このような計画で進めますと、これは今後、多分10年間ほどは国の予算等もおりてくるとは思いますけれども、この地籍調査はもっともっと真剣に私は取り組んでいかなければいけないんじゃないかなという感じがするわけなんです。先ほど森林の管理の大切さを話しましたが、ご承知かと思っておりますけれども、若干例を話しますと、水資源も今世界的な争奪競争が、競争を背景に、外国資本による日本の山林買収が急増しているようでございます。国土交通省の統計によりますと、山林部の都市計画区域外5ヘクタール以上の取引ですね、この面積が1999年には1万3,968ヘクタールあったと聞いております。そしてこの2008年、9年間で3万2,317ヘクタールというふうに倍以上になっており、この水需要の差し迫ったことを背景に中国などの外国資本によります水源林確保の動きとか、あるいはCO₂排出権の取引を見越した先行投資が非常に可能性があるかと推測されているわけでございます。森林とか水資源には、私たちの生活に不可欠な基盤であり、売買には安全保障の観点から慎重な対応が必要であるわけでございますけれども、日本には土地所有規制などのルールがないと指摘されているわけでございます。このような問題も地籍があいまいで所有権の移転が十分に把握できてないということが課題ではないかなという感じがするわけなんです。そして乱伐とか、また水源の汚染とか、住民の安全・安心にもかかわるその環境悪化が起きてから、その森林の保全に着手してもこれは手おくれではないかなという感じがするわけでございます。これを踏まえて、水源林を保全するための方策として地籍調査の加速化に力を注いでもらいたいわけですが、いかがでしょうか。その辺のお考えをどのように思っているのか、ご答弁をお願いいたします。

産業課長 当然今言われましたように、小さな0.幾ら面積ということで、小さな規模で行ってまいりますと、そういう形になるかと思えます。私どもの今、計画を持っておりますのは、そういった面積のみならず、地域に沿った形で進めてまいりたいと思っております。現在計画しておりますのが、そういった形の中で平成44年というものでございます。大きな部分になりますと、もっと大きな面積で進めてまいりたいと考えております。そういった中で、進捗がなかなか進まないということではございますけれども、進捗率を上げようと思いたしますと、単年度に今言いましたように広範囲を実施するということになってまいります。広範囲になりますとそういった関係者の数、また山の筆数もたくさん

増加してくることになります。したがって、事前調査や現地調査をするにいたしましても、時間とそれなりの職員の数というものが必要になってきます。地元調整のとれる範囲で進めているのが現状となっているところでございます。

富田昭市議員 この問題、私は一自治体だけの問題ではないと思うんです。国が長い間何百年となく放置してきたからこそこのような問題が各自治体に発生しているのではないかなという感じがするわけです。福崎町におきましても、姫路市におきましても、市川町においても神河町においても、すべておこなっている状態です。こういう問題を私はもっともっと国会の先生方が国会で議論していきながら進めていかなければ、問題が大きくなってからでは絶対これ間に合わないと思います。しかしながら、わからんところでもってそういう土地取引がありましたら、先ほども言いましたように国の制度がありませんから、どんどんどん山間部におきましては侵略されるわけです。日本が昔外国に戦略戦争したように勝手に結局、今は武力を使わんと、そういうお金とか物を使ってどんどんどんどん買い占めて、気がついたら日本国土の半分以上が外国の土地になってしまっているということもあり得るのではないかなという感じがするわけです。ですからこの問題はこういうものが発覚したときには、各自治体でどんどんどんどん県とか国のほうに、私はもっと問題提起していただきたいなという感じがするわけですが、その辺の活動はどうでしょうか。

産業課長 地籍調査につきましては国のほうも力を入れているところでございます。今言われましたように全国的な活動の中で全国でも進んでおりますし、先ほども言いましたように兵庫県の中でも県といたしましては全市町実施をするということで推進をしているところでございます。予算的につきましても、国のほうも予算措置のほうはしていただいているところでございます。先ほども申し述べましたけれども、なかなか面積をふやしていくというのが難しいというのが福崎町の現状でございます。

富田昭市議員 次に地籍調査事業費とその内訳について若干質問をしたいと思っております。

この21年度の決算では県補助金といたしまして地籍調査の事業補助金として826万8,000円が計上されているわけです。そしてその内訳としましては、地籍調査の委託料として461万1,600円が支出済み額で計上をされていたわけでございます。そしてその項目を見てみると、地籍調査委託料として372万7,500円、地籍図の委託料が35万9,100円、そして電算機の保守管理委託料が52万5,000円、それで合計が461万1,600円となっているわけです。そして前年度どのぐらい進んだかなというふうに調べてみると、今年度は165ページ見たらわかります。20年度は55ページに載っています。そして平成20年度の決算見てみると、これが同じように地籍調査の委託料が94万5,000円でした。そして地籍図の作成委託料が55万5,450円、同じく電算機が42万円ということで、合計で192万450円が計上されていたわけです。そしてこれが不思議に思うことは、地籍図の作成におきまして前年度、20年度決算では金額が少ないわけですから、後で聞きますけれども、この地籍面積がどのぐらいあったのかわかりませんが、55万5,000円かかっておりまして、今年度の調査委託料が372万円ということで、278万円ほど多いわけです。にもかかわらず今年度のほうが地籍図の作成委託料が35万円と安いわけです。これは同じ業者でやったのか、そして面積、人数とか日数、もしわかればご回答のほうお願いしたいんですが、どうですか。

産業課長 20年度につきましては事前調査ということで現地調査を行っておりません。

20年度につきましては事前調査ということで、内作業ですね、事前に次元図等によります筆数、それから所有者等を調べるということでございます。また地籍図作成委託料というものが予算上あがっているわけでございますけれども、この地籍図作成委託料につきましては、現在やっております地籍調査のものではなく、町単独の費用として今まで、今管理しております地籍図の管理費用ということでございまして、今現在管理している地籍図に誤り等が発生した場合にその対処を行っている、一般的な管理費用となっているところでございます。

富田昭市議員 そしたら21年度の決算で上がっています、この地籍調査の委託料として372万円上がっているわけですが、この分の実際に調査をした面積は何キロ平方メートルですか。

産業課長 21年度につきましては1筆調査をさせていただいております。0.2キロ平方メートルでございます。

富田昭市議員 そしたらこれの日数とか人数はどうなっていますか。

産業課長 これは日数等は関係なく、業者に委託をしているものでございます。請負でございまして。

富田昭市議員 こういうことですからね、よく丸投げと言われるわけで、やはり委託料として発注しますよね。そしたらどの程度の作業量かなというのはやはり私は確認をしておくべきではないかなという感じがするわけです。税金を投入して仕事をやってもらう以上は、そういう計算をしてもらいまして、そしてどのくらいの日数で、どのくらいかかっているのかなということによりまして、この単価というものが私は決まってくるんだと思うわけです。ただ向こうの言いなりのこれだけの金額というのではなくして、その辺はしっかりと行政としても調査をした上で、見積価格を決めていただきたいなと思っておりますが、技監どうですか、その辺は。

技 監 今おっしゃいました設計なんですけれども、これは基準がありまして、それに基づいて積算しております。

富田昭市議員 そしたら0.2キロ平方メートルの分の計算という形で理解したらよろしいわけですね。

技 監 そのようになっております。

富田昭市議員 この地籍調査というのは非常に日数的に時間も年数もかかるという感じがするわけです。歴史をたどってみますと、1700年代に伊能忠敬という方が3,700日をかけて3万3,724キロ歩いて日本全図の測量に携わったという歴史があるわけです。そうして日本地図の作成に力を入れてきたわけですが、彼はその日本地図の完成を待たずに亡くなってしまったわけですが、非常に残念ではなかったかなという感じがするわけです。しかし現在はいろんなさまざまな機器あるいはそういう物ができている関係上、非常に仕事するにおきましても便利になっているわけです。ですから計画的に作業も進められることができると思うわけでございます。そして、本題に入りますけれども、国土調査費といたしまして1,314万9,000円の予算を組んだわけですね、当初予算が。そしてこのたびは不用額といたしまして112万2,000円が計上されておりました。このように私はおこなっている事業に対しては、不用額なんか出さんと、全額使い切ってむしろ足りんくらいの予算で事業を進めるべきではないかなという感じがいたしますけれども、その辺はどうでしょうか。

産業課長 不用額につきましては、当然補助対象分の中にもございますけれども、主には町単費のものでございます。町単独の地籍図作成のものが主なもの。それから補助対象に伴います地籍調査、先ほど言いました業者への委託料の入札の残額

ということで、その分でございます。

富田昭市議員 それでは平地面積については全体の41%に当たるわけですが、この面積18.82キロ平方メートルがすべて実施済みだということを先ほど言われました。そして山林におきましては全体の57.4%になるわけでございますけれども、これが26.28キロ平方メートルあるわけです。そしてその山林の地籍調査の実施率が4.7%と非常におくれている感じがするわけです。なぜこの山林の調査がおくれているかということの後でまた聞くわけですが、対象面積に対しまして、進捗率が全国的にさっきも言ったようにおくれっております、平均で山林の調査面積が41%となっております。そして先ほど課長が言いましたように、日本47都道府県中、兵庫県としては36番目でありまして、その平均が結局、先ほど言いましたけれども、福崎町の4.7%というのははるかにこう進んでいないというのが目に見えてわかるわけです。この辺についてはどうでしょうか。余りにもおくれ過ぎているような感じがするんですけども、平均から言いますと。

産業課長 当然議員さん言われますように大変おくれれているとは認識をしているところでございます。しかしながらなかなか山林につきましては、平地と違いましてどうしても日数、また山林の中に入っても測量自体がなかなか進みにくいということもございます。国全体におきましても、県におきましても、まだまだ平地が済んでない市町もございますし、福崎町としてはできる限りのことを今までやってきた中で、今回大々的に山林のほうに地籍を進めるという形になったものでございます。

富田昭市議員 今後の計画として、国からの、あるいは県からの補助金というだけではなくして、町のそういうお金を出してまで、この事業を進めていくんだという計画は到底考えられませんね。どうでしょうか。

企画財政課長 産業課長が答弁しておりますように、この事業推進するにつきましては当然職員の配置というのが必要になってきます。現状の職員の配置の中ででき得る範囲を計画的にやっていこうとしておりますので、一応申しましたように、平成44年度を目標に町内の山林をすべてやろうというところでございます。

富田昭市議員 はいわかりました。それで課長、④に言っております平地面積ですね、あるいは山林面積、そして農地面積、ため池面積等の区分別の地籍とかあるいは調査の進捗しない理由とか、また公有地、私有地の区別についてお尋ねするわけですが、わかりますか。わかる範囲で結構です。

産業課長 各平地面積、山林面積等でございます。平地面積につきましては26.49キロ平方メートルでございます。その内容につきましては農地が8.52キロ平方メートル、宅地が4.93キロ平方メートル、雑種地が1.74キロ平方メートル、ため池につきましては3.55キロ平方メートル、その他残りとしたしまして、先ほども言いましたけれども、市川の0.72キロ平方メートルを含みます河川また道路、水路、公園、墓地などございまして、7.75キロ平方メートルとなっております。山林面積につきましては19.33キロ平方メートルでございます。地籍調査の残りの面積が25.03と言いましたけれども、その残りの面積の中には先ほど言いました一部ため池とかそういったものが含まれておりますので、若干減っているということでございます。そして合計が町全体の45.82キロ平方メートルでございます。

それから公有地面積、また私有地の面積についてでございます。公有地の面積につきましては把握できるものが普通財産とか福崎町名義の土地でありまして、無地番のような里道・水路などがありまして、なかなか面積の把握ができません。

るので、私有地の面積から割り出した数字となりますけれども、ご了承いただきたいと思います。私有地の面積につきましては、税務課の評価している私有地の面積につきましては24.20キロ平方メートルでございます。町全体の45.82キロ平方メートルから差し引きしますと、21.62キロ平方メートルが公有地面積となると思っております。

富田昭市議員 この公有地、私有地の問題についても、いろいろあちこちで、小さな問題ではありますけれども出ているわけです。赤線とか青線とかいうのがいまだに残っておりまして、家を建てたのはいいが自分の家の土地の下に隣の家の管路が通っていたとか、そういう問題もこのたびの下水道事業で出てきたところもあるわけです。そして自分のところで下水道事業を実施して管路配管したら、この配管なんぞいなと思ったら、隣の家の下水道の配管が自分の敷地内を通過していたというようなことも発覚しまして、悪臭の問題とか、いろんな土地の権利の問題とか、浮かんできているわけです。ですからこの辺はちゃんとした、それは業者の責任であろうかと思っておりますけれども、この地籍調査ができてないからこそころこういう問題も発覚しているのではないかという気がするわけです。ですから今課長が言われました私有地の24.20キロ平方メートル、それと公有地の21.62ですね、この辺もため池なんかの場合でも福崎町には200以上あるということを以前に聞いたことがあります、その辺も当初それは国有地だというようなことも言われておりましたけれども、今はすべてその水面、池とか河川においてもそういう土地はすべて町の財産として、全部登記上入っているわけですか。

産業課長 平成17年に国のほうから譲渡をいたしまして里道・水路等につきましては福崎町の所有となっております。ただし、先ほど言いましたように無地番であるものが多いということでございます。

富田昭市議員 こういう土地の問題から資産税の関係も出てくると思うんです。お化け土地が出てきましたら、だれの所有地かわからないというところについては、課税のしようがないわけです。この辺からしても町の収入が減ってくるんじゃないかなという感じがするわけです。公有地か私有地かという区別もはっきりした上で、税金のかかるところはかけていただいて、しっかりと納税をしていただくというの私は必要ではないかなという感じがいたします。そういう辺もしっかりと調べていただきたいなという感じがするわけでございます。ここ数年、いろんな形でため池の工事等も進めているわけでございますけれども、この辺についてもしっかりと測量された上で工事を進めていると思っておりますけれども、ため池等の面積を先ほど言っていないんですけども、どのくらいあるんですか。全部で200以上の数字で言われておりましたけれども。

産業課長 ため池の数につきましては、ため池台帳で今管理をしている部分につきましては200個ございます。その他、ため池台帳に載っていない小さな個人的なものにつきましては、まだまだ数あると思っておりますけれども、現在把握をしておりません。

富田昭市議員 地籍調査の最後ですけれども、やはり地籍調査ですね、福崎町の将来へ向けての、これからの発展していくための基礎であるわけです。ですからしっかりと計画性をもって粛々と進めていただきたいなと思ひまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、環境配慮の計画に関する取り組みについてご質問をしていきたいと思ひます。

この環境配慮の計画に関する取り組みについては、平成13年にグリーン購入

法が施行されまして、国や省庁などに対しまして調達方針を年度ごとに決めて、購入することを義務づけていたわけですが、地方自治体には努力義務になっているために、取り組みがおくれているのが現状ではないかなという気がするわけでございます。そのために国はグリーン契約を推進するために平成19年に環境配慮契約法、すなわち温室ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律を成立いたしまして、そして同年の11月12日に施行されまして、もうじき3年が経過しようとしているわけでございます。本町におきましても、環境負荷の少ない製品を選ぼうと意識していると思っておりますけれども、過去3年間の具体的な取り組みをお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 ただいま議員がおっしゃられたグリーン契約並びに環境配慮契約法、そういうことで法律が成立をいたしております。福崎町におきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、福崎町地球温暖化対策実行計画を平成13年3月に策定をいたしてございまして、また20年の3月に改定をいたしております。20年の3月の分については23年度目標という目標を定めております。

その中で当初より製品やサービスの調達に当たっての環境への取り組み、グリーン調達の推進をしておりますが、環境負荷の少ない製品等を調達することによって、それらの製造提供者に、提供する事業者への環境負荷の低減努力を促そうと、各課において努めているということでございます。

今後においてもさらに環境負荷の低減につながるような調達を推進するということが具体的にいきますと再生紙の率先した利用とか、低公害車のハイブリッド車の購入とか、そういったものも取り組んでおります。また庁舎内におきましても、いろんなエネルギーの削減とか、電気の消灯、エコアクションデーとか、ごみの分別、そういったことにも取り組んでCO₂の削減に向けた取り組みを行っておるような状況でございます。

富田昭市議員 福崎町におきましても本年の2月、22年の2月に発行いたしました都市計画マスタープランの中で、都市環境形成の整備方針という中で、その中の(1)に環境負荷の軽減について語っているわけですね。それは資源とかエネルギーのリサイクルにより環境に対する負荷の軽減を図るといようなことが書かれているわけです。これは具体的にはどのような取り組みをこれからしていくのか、その辺のご説明をお願いいたします。

住民生活課長 福崎町の今言いましたこの地球温暖化対策実行計画の中で、省資源とか省エネルギー対策という環境配慮をうたっております。省資源については当然、新聞、雑誌、ダンボール、不要書類、空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック製の容器包装、ミックスペーパー等資源の分別回収の徹底、保管のスペース等確保を行うと、定期的に分別回収の点検を行い、回収方法の改善を図ると、そして水の利用、トイレの水の調節、古紙の回収のルートの確立、庁舎施設での回収ルートを別に定めております。省エネルギーについては冷暖房時の適切な温度調整、冷房時には28度設定、暖房時は19度設定と、それと照明器具、ランプの清掃を小まめに行うとか、職員のエコアクションデー、定時退庁を基本とした冷暖房の短縮、そういった形でいろいろ省資源、省エネルギー対策については職員、業者一丸となって取り組んでおります。

富田昭市議員 課長の今の答弁の中で適切な温度設定といようなことが出てまいりました。しかしこのたびの議会におきましても、私たちこのような格好をさせてもらって議会に出ているわけです。これは地球温暖化の一端として温室効果ガスを削減するために温度設定を、夏は28度と言っているわけですが、この議場

は以前にももう何回となく質問しました。温度設定できるようにという形で、ところが昔のクーラーという形で設定してありますので、一たんボンと電源を入れてしまうと、もうどんどん冷えてしまって、もうそれこそ寒いぐらいになってしまうわけです。風邪を引いた人も1人おりますけども。そういう中で国が進めるその方策に対しまして、地方行政としてもしっかりとそれを受けとめて、実行に移していかなければいけないと思うんです。今の回答は非常に100点満点の回答ですけども、実行が伴ってない。その辺をいかがお考えですか。

住民生活課長 当然今議員さんおっしゃいましたように、庁舎も建設してから相当こう年月がたっておりということで、冷暖房の調整ができないということで、当然官公庁の建設とかそういったことにも自治体のほうでふれておりますので、また建てかえ時には当然そういった環境に優しい材料とかそういった節減につながるようなそういう計画を立てるとということで、ちょっといつになるかどうかはわかりませんが。

総務課長 できますことから計画的に取り組んでいきたいと思っております。

富田昭市議員 最終的には予算の関係になってきますので、しかしながらこの議会から電球もかえていただきまして、非常に明るくなって、そして環境に優しい電球を使っているのかなと思っているわけです。LEDですか、これは。そういう中で、次から次へと中のそういう設備等も変えていってもらっているわけですが、まだまだ先行的に地方自治体のほうから、行政のほうからやっていながら、そして訴えていかなければいけないと思うんです。どうかその辺を強力に進めていただきたいなと思います。ご承知かと思っておりますけども、そのグリーン購入とはこのように書かれているわけです。古紙を再利用したノートやコピー用紙、あるいは省エネ基準をクリアした家電製品、あるいは天然ガスの車とか環境への負荷ができるだけ少ない商品を選ぶ、そして買う、買い方なんですね。京都議定書の発効を受けまして、地球温暖化対策は実行段階に入っているわけです。地球温暖化への我が国の対策といたしましては、地球温暖化対策の推進に関する法律が平成10年に成立しているわけです。もう10年たっているんですよ。その後、平成14年6月に改正がありまして、京都議定書の締結を受けまして、目標達成計画の策定とかあるいは必要な体制の整備が図られました。そして地球温暖化推進法において、地方公共団体の責務といたしまして、地方公共団体はその区域の自然的社会条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の安全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者あるいは住民が、温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るために、施設に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるようになっているわけです。地方公共団体におきましては、その重要な役割が担わされているわけですけども、その辺の活動についてはどうですか。

住民生活課長 富田議員さん、もう少しちょっと要約したものを、もう一度お願いできますでしょうか。

富田昭市議員 簡単に申し上げますと責任管理のことを言っているわけです。どのような責任意識を持って、そして行政の取り組み、そして地域住民、事業者それぞれにそれを訴えているかということを行っているわけです。

住民生活課長 当然この環境に配慮した契約については地方自治体が取り組むべきもの、そういったものを具体的に実践しなさいということをやられております。前に申し上げましたとおり、いろんな形で省資源、省エネルギー、そういった対策をとっていき、また企業においても現在福崎町にある公害防止協定の締結企業、

そういったところにも地球温暖化対策の計画を策定しているかというようなアンケートも実施させていただいております、その結果が30%以上の企業が実行計画を作成しておるといことで、それぞれ企業についても省エネルギー対策等、何らかの地球温暖化防止対策の実施をされておると認識をしております。今後におきまして、福崎町の地球温暖化防止実行計画、その改定時におきまして環境配慮計画の契約法、そういった推進を今後も検討していきたいと考えております。

富田昭市議員 この辺は法律に定めてありますので、ちゃんとした取り組みを私は実施していかなければ、法律違反ではないかなという感じがするわけです。こういう書類も、地方行政のほうにも多分配付されていると思うんです。それを見過ぎていてということはないと思いますけども、その中でもこのように書いてあるんです。地方公共団体及び地方独立行政法人の責務というところがありまして、その中で地方公共団体は今私が言ったようなことがここに書かれているわけです。自然的社会条件に応じて環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう、その後の文言は、努めるようにしなければならないとなっておりますので、その辺が若干こう逃げ道かなという感じがするわけですが、こういことはどんどん進めてもらって、いろんな広報等にも掲載させてもらって、住民が一体となって取り組みを進めていきたいと思うわけです。日本の国の総理大臣が外国に行って大きなこと言っているわけですが、それは口だけではなくして、こう国民がこぞって、政権交代しまして民主党が政権とってやっていますけども、非常に厳しい状態だなあと私は思っているんです。これは生産者とか、そういう企業におきましては非常に大きなダメージもあるんじゃないかなという気もするわけです。こんな25%も削減したら、企業はすごいダメージが出ると思うんです。しかし、これを何年かかけてやっていくわけですが、それにはいろんなまた措置をとっていかなければ、これは対応できないと私なりに考えているわけでごさいます。そういう中におきまして、福崎町におきましてもしっかりとしたそういう取り組みを進めてもらいたいというわけでごさいます。温室効果ガスの総排出量に関する目標は掲げていると思いますけども、当初目標に掲げた年度と、また温室効果ガスの排出量の数値が何%に設定して、その目標年度いつごろかというのは、計画的に出しているんですか。その辺のご答弁をお願いいたします。

住民生活課長 福崎町におきまして温室効果ガスの削減を推進し、地球環境の保全を図るための取り組み目標ということをお定めております。1点目につきましては、環境負荷の低減に配慮した事務の執行、環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎等の位置管理、環境負荷の少ない製品やサービスの積極的な選択、環境負荷の少ない低公害車の導入、そういった取り組み目標は定めておまして、数値目標につきましても温室効果ガスの総排出量に関する数値目標という形で排出抑制ということで、23年度の実施計画目標を定めて、既存の施設の管理、また新規の分についても一応CO₂の排出量、そういったものを定めておまして、それに向けて実践をしておるといような状況でごさいます。

富田昭市議員 正確性がないわけなんですね。それに向けて取り組んでいるということなんで、目標年度というのは私は必要ではないかなという感じがするんです。はっきりとしたものを目標年度に掲げて、これまでに何%削減していくんだという具体的な取り組みがあつてこそ、初めてみんながこぞって協力できるんじゃないかなという感じがするわけです。昨日の環境の問題で、ご質問がありましたけども、1週間に1回ですか、ノーカーデーとかそういうのをつくって役場も取り

組んでいるということですが、ほとんどの方が車通勤されているわけですよ。そういうことになりますと、今外国でも自転車サイドの道をつくったりしながら、非常に車社会から脱皮しようとしているところもあるわけです。ですから、町内非常に福崎町は狭いところでございますので、せめて5キロ以内、我々も実施しなければいけないんですけれども、5キロ以内ぐらいでしたら元気よく自転車通勤とか、そういうことを考えて取り組んでいく姿勢も大切ではないかなと考えているわけでございます。そして地方公共団体による調達の推進が必要なわけでございますけれども、福崎町の毎年度の環境物品等の調達方針を作成しまして、当該方針に基づきそして物品等の調達を行うように努力しなければいけないわけでございますけれども、このような書類見たことございますか。これは毎年毎年このようなものが出ているわけです。そしてこの青いところの分のやつが、これ22年度に結局ね、今度これも追加されましたよという形で載っているわけです。これ全部読んだら時間がありませんから、もう見るだけにしますけれども、こういう形で何百項目について出しているわけです。これは行政のほうから率先してこういうものを進めてやっていかなければ、私はいけないんじゃないかなという感じがするわけです。ですから確認をしますけれども、こういう書類等は国のほうから届いていますか。

住民生活課長 ちよっと今現在のところ、その書類については確認をしております。

富田昭市議員 ですから実施しようと思っても実施できないわけです。こういうものがないから。私たちがさえこうやって、自分が質問しようと思えばいろんなところから書類を調達しながら調べて、ああこんなこともやっているんだなというのを調べながら、そして自分のできることから実施をしているわけです。私も以前に申しあげましたように、以前は大きな車に乗っておりましたけれども、今では小さい車に乗りかえて、少しでも環境に優しい生活をしようではないかということで、できることから取り組んでいきながらやっているわけです。そういうことをしっかりと一人一人が取り組んでやっていけば、地球環境の保全が保たれていくと思います。

この地球は私たち今住んでいる方たちのものでなくして、未来永劫に自分の子ども、孫、ひ孫にどどんつなげていかなければいけない町でございます。ですからそれを考えますと、一人一人の考え方をもう少し進めた考えで取り組んでいかなければいけないんじゃないかという気がしてなりません。

そして今後の環境保全の取り組みにおきましては、環境に配慮した物品の購入が重要な取り組みとして位置づけまして、そして環境配慮法に基づいた環境負荷の低減に資する原材料、物品等をしっかりと調達していきながら進めてもらいたいと思うわけでございます。そして環境に対する取り組みについては、既に先進的な市町では環境方針というものを設定されまして、自治体の上位の規定として進められている、そういう市町もあるわけでございます。福崎町におきましても、グリーン購入法に基づきまして、ぜひ実行計画、購入目標などに取り入れまして、ますます環境に優しい地域づくり、社会づくりをしていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、富田昭市君の一般質問を終わります。

次は、11番目の通告者は、広岡史郎君であります。

1. 危機管理について

2. 公園の管理と利用について

以上、広岡議員どうぞ。

しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

◇

議長 会議を再開いたします。

広岡史郎議員 今回私が通告しております一般質問は、危機管理についてとそれから公園管理についてになります。

まず危機管理についてお尋ねいたします。

今、起きてはならないことが起きる時代、これは昔も今も同じように続いていると思います。そしてその事態への対応次第で問題は大きくも小さくもなりません。例えば今、大阪地検で露見してことが大きくなりつつある事件に郵政不正をめぐる証拠品のフロッピーディスク 1 枚の書きかえ問題があります。このディスク改ざん事件でマスコミは連日にぎわっておりますが、改ざんを行った主任検事が悪いのは当然ですけれども、問題はその本人がことしの初めに同僚検事にさわって書きかえたかもわからない。伝えて、それを聞いた同僚の検事が上司、部長、副部長に伝えた。ところがその部長が詳しい調査をせずに、当時東京に出張中だった本人に電話だけで確認して、問題がないと判断してしまったことですね。きょうの新聞でも載っておりますが、結局それが故意か過失かでその大阪地検の部長、副部長まで逮捕にいくかいかんというのでも載っております。これは地検の特捜という人の危機ですね。犯罪行為とかあるいは不正行為をきちっと一番に見つける組織が、その組織において危機管理能力がもう既に低下していたと、なぜその低下していったのか、これはこれからの最高検察庁の調査何かで解明されると思います。

それが一例。それから今問題になっております国においても、尖閣諸島の問題ですね。この中国との摩擦問題で今の政府、民主党は私も応援しておりますが、その政府の危機管理能力の低さ、対応のまずさが問題になっておりまして、日本の国益の損失といった問題にまで発展しております。

そのほか、歴史に残る危機管理ミスと言われているのに、ハワイ沖でのアメリカ原子力潜水艦と日本の宇和島水産高校の実習船えひめ丸の衝突事故があります。一番の原因はアメリカの原潜がきちっと海上の安全を調査せず、ソナーを出して調査して安全を確認して浮上すればよかったわけですが、その単純な作業を怠って浮上して衝突したわけですが、アメリカは割と早くきちっと対応されたそうです。問題はその発生後の日本の状況です。これは有名な話になっておりますが、当時の森喜朗総理大臣がゴルフしてしまっていて、それを聞いてそうかということ、半日たってやっと、半日近くたって官邸に戻ったと。それでいろいろと後あるんですが、事故をこういう危機の事件にしてしまう。初期の対応がまずかった。本人にそういう危機意識がなかったということで、森喜朗元総理はお気の毒に 20 年たって今年 8 月ですか、息子さん、県会議員をされている息子さんが飲酒運転で交通事故を起こして県会議員の身分も棒に振ってしまったと。やはりそれぞれの危機意識の持ち方というのは非常に大切なことだと思います。

このように私たちを取り巻く危機の発生の芽はだれにでも、どこにでもあります。その危機発生のポイントポイントをきちっと押さえて対応できれば、最小限の影響で済むわけです。今回です、今述べましたような危機の事象を他山の石として考えるべき問題だと思います、質問をさせていただきます。

このような危機は、この福崎町のような自治体あるいは企業、各種団体、そういう組織はもちろんです。我々議員にも起きます。我々議員にとっては交際費や政務調査費や費用弁償や寄附行為など、財務にかかわる危機管理ですね。それから議員としての権限、身分にかかわる危機管理などがありまして、私も議員をしている間に1回か2回そういう議員の危機管理についてという議員研修もあったように思います。我々議員はどっちかという個人責任になってきています。ところが、自治体はみんなの責任になりますので、今回町当局の危機管理の取り組みについてお尋ねをいたします。自治体の危機というのにはいろんな危機の種類があると思いますが、まず町としてどのような危機があると認識しておられるのか、お答えいただきます。

総務課長 町におきます危機の種類といたしましては、まずあげられるのが地震や風水害などの自然災害であろうかと思えます。それからこれは余り考えにくいかもしれませんが、大規模テロなどの緊急事態、それとか昨年起きた新型インフルエンザなどの感染症、それからことし起こりましたけれども口蹄疫などの家畜伝染病のような関係、その他町内で発生します重大な事故とか事件、また職員が関係します事故でありますとか不祥事、それから環境汚染とか産廃の不法投棄などのようなものが危機にあげられるのかなと思えます。

広岡史郎議員 そうですね。そういういろんな危機があげれば切りがないくらいあると思いますが、大ざっぱにそういう事件発生、事象ですね、災害とか地震とか、それから事象ですね、町内での人間が起こすような事件とかあるいは大規模なそういうテロあるいは病気、それから後は今ちょっと申されました、職員が起こすものですね。そういうのがあるんですが、それらについて簡単に、どういう対応、どこにどういう対応あるいはマニュアルがあったりして対応されているかについて、とりあえず説明いただけるものを述べていただけますか。

総務課長 主なものといたしましては、地震、風水害につきましては地域防災計画、それから大規模テロにつきましては国民保護計画に基づいて行っております。それから新型インフルエンザにつきましては、この新型インフルエンザ対策行動計画というものをその後でありますけれども、発生してからだったんですが、それをつくりましてそれに基づいて対応しているというようなことをごさいます。それから職員が関係する不祥事という面につきましては、職員の懲戒処分等の指針というものがございまして、それに基づいて対応しているというようなことをごさいます。その他、不当要求の防止に関する要綱というのをごさいます。そういったもので対応をしているところでございます。

議長 ただいま、広岡史郎君の一般質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。

広岡史郎議員 午前中の最後に総務課長のほうから、町としての考えられる主な危機とそれについてどのように対応しているのか、簡単な説明をいただいたわけでありまして、その中の何点かについて一番大事な初期対応について確認させていただきたいと思えます。

危機を最小限に抑える場合、最初にどう動くかで決まってくるわけです。初期

対応を的確に行わなければならないわけで、その一番最初に総務課長が言われた、まず災害危機につきまして、これは防災計画の中に地震災害対応対策計画というのがあります、まず対策本部を設置するというのがあります。その最初に、対策本部を設置することにつきましては、この庁舎にまず設置するというようになっておりますが、きのうも志水議員や難波議員からどうするのかと、大丈夫なのかと、庁舎がね、質問がありました。また先般の決算委員会でもこの町の老朽化施設についてどうすんのかということも私も質問をさせていただきました。その地域防災計画の中の地震災害対応対策計画の最初に、一番最初は本庁舎に設置すると、それで設置ができない場合は町長が指定する場所にすると、とにかくどこかに設置しないとこれはまず対応が始まらないということです。きのうの質問にもありましたが、南海地震や山崎断層で震度6強以上の地震があった場合、この庁舎が倒壊まで至らなくても被害を受けて、その後の余震などを考えると使用ができないと、職員の命にかかわるような問題もかかってきますので、こういう場合が十分に考えられます。耐震力のない建物ですから。その場合、当然この北のサルビア会館も同じような状況だと思います。じゃあ隣の保健センターは救急介護、そういうほうで多分使われると思います。きのうの質問を聞いていまして、じゃあ本当にそういうことになる可能性があるわけでありまして、その場合の対応をどうされるのか、町としてどうされるのかと、検討されたことはあるのか、まずその点についてちょっと急ですが、住民生活課長、どうですか。

住民生活課長 地域防災計画につきましては、それぞれ関係課がよりまして、いろいろ対策本部とかそういったことは検討しております。その中で代替施設ということも当然いろいろ施設については検討もいたしました。一応役場の庁舎という形で、庁舎が倒壊とかそういったことになれば、その周辺の空き地、駐車場とか、そういった形で役場を中心としたテント本部とか、そういったことで対応するというふうに考えております。

広岡史郎議員 県としても昨年の佐用町役場の件もあって、テント庁舎とかいうのも用意されているようですが、問題はそういうことよりも、きのうの町長の答弁を聞いていて気になったのが、町長はこの庁舎を建てかえあるいは耐震補強をどうするのかというときに、震度9以上に耐えるような建物は建てられませんか、そんなことすれば幾らお金があっても足りないという答弁をされましたね。町にとっては備えあれば憂いなしということで、きちっと検討して、どうするのか可能性を検討しておかなければならないわけですが、当然担当の課長は今検討をしたと、ところが町長はその一言できのう済んだですね。震度9と言われた。そこがね、幹部の皆さんの危機意識のずれがある。問題がある。その一番の元じゃないんかと、きのう聞いていまして心配になって、ご忠告申し上げるわけです。それとだからそれ聞けば、じゃあ福崎町は備えあれば憂いなしというような言葉は不要と、気にせんでよろしいと、起きたら起きたときのことで、済むんかという問題です。その辺は町長、ちょっと反省して考えていただきたいと、危機管理について、思います。

それともう1点気になったのが、しつこいように思われますが8月10日の防災無線での誤放送の件で、改めてのその内容についての質問ではありませんが、本会議あるいは委員会で総務課長の答弁は、誤放送の訂正放送がおくれた理由が苦情なり問い合わせの電話がかかってきて、6時過ぎてからなので手が少なくて、その対応に手をとられてというのも一因で、一つのおくれた理由であると答弁されました。実際にあの程度の笑い話で済むかどうかかわらんような

事象ではなくて、本当に大きな何か大事があれば、町、とりあえず住民さんは情報を知りたいために町に電話かけるわけです。一人一人は電話1本ですからわかりませんが、それが集まれば電話が殺到ということになりまして、その対応に手をとられて初期対応がおくれると、おくれるのではないかと、それをじゃあどうするか、業務中はどうするか、交換でとめるのか、どうするか。夜間、休日はどうするか、その辺がきちっとまず最初の危機管理、どういうふうに考えておられるのか、できているのか、心配、答弁を聞いていたわけです。そういうところもこの前のあの事象をかてとして検討していただきたいと、その辺からきちっというふうに思いますが、課長どうですか。

町長 私の名前をあげて質問をされているわけでありまして、当然答える義務があると思います。

私は福崎町に優秀な名誉町民を持っているわけでございます。そのもう一つの方に「運鈍根」という本があるわけでありまして。その冒頭のはしがきはもう既に読んでくださっていると思いますけれども、人事を尽くしても、なおうまくいかないことがある。それは運であったり、自分の能力が鈍であるために思いが及ばなかったと、しかしそれはしょうがないではないかというふうにあきらめながら吉識さんは一生を過ごされたという意味です。そういった意味で本を書かれているわけでありまして、人事を尽くしても天命に勝てないこともあるという意味で言っているわけでありまして、100%いつでも万事成功するということは、私の字引ではそれは不可能ではないかと、どこかで失敗をするし、自分の能力の及ばないことがあると、しかしそういうときには、ああ運がなかったというふうにあきらめるか、自分の能力が不足したんだなどと言ってあきらめるかという、こういうふうにしておきませんと、人間一生過ごすことはなかなか不可能であろうと、こう思っているわけでありまして、そういった意味で私は答弁をしておるわけでありまして、もちろん100%、もう一生100%でありたいと思っていますが、それはなかなか不可能でないかと思っております。

広岡史郎議員 今回の答弁ときのうの答弁はちょっと合っていないのではないかと。きのうの質問は100%安全にするためにはどう考えますかという質問じゃないわけです。せめて震度6ぐらいの地震では耐えるように耐震補強されたらどうですかとか、その程度の質問に町長が逆に答えられたわけです。備えあれば憂いなしと今私が言いましたが、それも同じようなことです。備えあれば、つまりできるだけ人事を尽くして、それでそれ以上に大きな事情が発生すればこれは仕方ないけれども、後であのときもうちょっとこう人事を尽くしておけばよかったと反省しないために備えをしておくというのが、危機管理の大切なところではないかと私は思います。

これは一般論議でやっておれば切りがないので、次に危機が発生してその初期対応するまでに、危機を事前に察知する取り組みもあるわけですね、いわゆる予防です。病気でも何でも予防というのがあります。危機にも予防ができるというのがありまして、これは福崎町の職員、我々も含めて人間でありますので間違いを犯す可能性は十分にあるわけです。もちろん絶対に間違いを犯さなければ、問題が発生しないわけですが。今も町長言われたように、人間は間違いを起こす可能性もあります。その場合に、例えば公務員ですと、公務員という立場ですと贈収賄あるいはいろんなコンプライアンス違反、そういうのは可能性もありまして、それへの対応、これは本人のためにもできるだけ早く事前に察知するようにしておく必要があるんじゃないかと思っております。これにはふだんから職員の皆さんにそういう意識をきちっと植えつけてお

くと、そういう取り組みをしておく、そのことが危機発生を未然に防ぐ予防になるということで、ふだんからの意識啓発というものについてどう考えられて、また実際に何かそういう取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

総務課長 危機管理の予防という観点からのご質問かと思えます。そういったことは非常に大事だろうと思えます。水防なんかに関しましては、大なり小なり毎年発生しているものでございまして、したがって水防訓練でありますとか、水防講習会は隔年ごとであります、毎年開催して防災意識の高揚でありますとか、水防技術の向上などに努めているところでございます。また職員の危機管理意識の醸成ということにつきましては、職員の研修が大事なことだろうというのは、そのとおりだと思います。一つには播磨自治研修所でありますとか、兵庫県の自治研修所などでの研修におきましては地方公務員法の研修科目は必須でございます。そこでは必ず服務に関する基本原則というようなものは勉強しております。これは一般的な研修なので、危機管理、特に危機管理にという研修ではないわけですが、そこでコンプライアンスは大事である、公務員として必ず守っていかなければならないものだというような研修をしているところでございます。それから危機管理の研修といたしましては、防災担当課を対象とした、危機管理の研修というのはよく開催されております。総務課長であります私とか、住民生活課長などはそういった研修にできるだけ参加するように心がけております。町の中では特段この危機管理研修としては実施していなかったんですけども、今後はそういったことも必要かなという認識でおります。

広岡史郎議員 はい、今総務課長は業務に関するそれぞれの危機ということで説明をいただいたわけですが、一般的にふだんから心構えとしてどういう危機意識を持つかというのは、公務員も民間の企業も一緒でありまして、私が前から持っていて読んだのが佐々敦之という、これは後藤田正晴官房長官の秘書官をされていた人で、当時日本の危機管理の第一人者と言われていまして、昭和の終わりごろの大きな事件、あさま山荘とか連合赤軍とかすべて危機管理をされたという方です。この本の中に、まず何かからするかという取り組みがありまして、またこれも読んでいただいたらいいと思うんですが、一番簡単なのは、まず報告をすると、それも異常がないという報告をする。例えば職員が神戸なり大阪に出張する。で、業務が4時なり5時に終わると、すると担当課に、今業務終わりました。今から帰りますということをしちっと報告、これはされていると思えますが。そういうくせをつけておくと、報告ね。それからそれを受けた担当課は多分課長は知っているからいいだろうというんじゃないに、自分が思ったことは必ず念のために報告しておく。だれかこれは多分知っているだろうとかいうんじゃないなくて、多分はだめだと。それから、悪い事実の報告は早く報告すると。その他ありますが、問題はこの悪い事実ね。悪い事実を報告すると、上にあげていくと最後は怒られると、やめとこうかという体質が一番悪いわけです。わかります。最後は怒られるからやめとこと、そしてその報告を受けた側が即時に早く対応すると、その大阪地検の話じゃないですけども、あのとき即時対応しておけば問題はなかったわけです。そういうことも、今は行政も企業と同じ考えをせないかんということになっていきますので、また参考にして、そういう取り組みをしていただきたいと思いますところではあります、こういうのはやっぱり最終目標というのは、平時からそういうことも含めて職員が緊張感を持って各自の使命感を持って業務にあたると、その一番の意識づけの根幹をなすものだと、私は今回これを質問するにあたっていろいろ考えていると思うわけです。

結局それはその職員自分自身の身にもなるわけです。今の大阪地検のようにフロッピーディスクの日付を1から8に変えるだけで一生を棒に振る人が何人も出てくるわけです。ですからふだんからの啓発をきちっとやっていただきたいと要望しておきます。

それと今のコンプライアンス違反ですね。小さなことはこの辺から始まると思うんですが、このコンプライアンスの違反には内部告発というのが民間企業でもかなりありまして、この本にも書いてありますが、平成12年ごろからのいろんな大きな事件、雪印とか牛肉偽装事件とか、すべて内部告発から始まっているわけでありまして、その当時は内部告発した人を保護する法律がなかったもので、その人らも同じように罪を受けたわけですが、平成17年ですか、その内部告発者を保護する法律ができていますね。これは公務員にも係ると書いてあります。その町の対応というのか考えると、福崎町として内部告発者あるいは外部から可能性としてはこういうことがありますという福崎町に告発されてくる可能性のあるような事象もあると思うんですが、その辺についてどう対応されようとしているのか、考えておられることがありましたら、答弁願います。

総務課長 内部告発とか内部通報とかいうようなことが近年いろんなところで起こっている中で、法律もできているというお話でございます。公益通報者保護法というのができておりまして、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、これは公務員にも係ってまいります。したがって、私どももこの公益通報者保護法に基づいて事務をやっていくことになると考えております。この公益通報者保護法によりますと、内部告発者、公益通報者は身分が守られるということになっておりますので、この方について不利益な取り扱いはできない、しないということになっております。こういった方針で進めていきたいと思っております。

広岡史郎議員 この内閣府が決めた公益通報者保護法ね、これをきちっと町としてことしで5年目ぐらいで来年見直される、4年5年たっているわけですが、これを町としてきちっとする場合に町の指針というんか規定できちっとこれに沿ってやりまますというようなことは決めておかなくてもいいものですか。

総務課長 これは公益通報者保護法によりまして、地方自治体もこの法律に基づいて行うということになっております。したがって、これに準拠した形で条例、要綱なりつくっている市町もあるということは承知しておりますが、この法律に基づいて必要な調査を行い、法律に基づく処置、その他適当な措置をとっているという市町もございまして、福崎町は今のところこういった保護法以外の方針でありますとか要綱等はつくっていないというのが現状でございます。

広岡史郎議員 やはりそういうこともきちっと、もし可能性としてだれかが気がついてしようという場合に、確かに国にはあるけれども町としてどうなるか、はっきりしていなければ黙っておくかということ、可能性もありますのできちっとそういう規定なりされておくほうがいいのではないかと、大丈夫ですか。それならよろしいんですが、その確認をさせていただきました。

それと、この危機管理についてもう1点、最近クライシスコミュニケーション、休憩時間にちょっと副町長が言っておられましたが、これは企業の危機管理から始まっておりますが、私どもも議員研修でも聞いたことがありまして、今回質問するわけですが。これについて、町として何か考えておられること、対応しようとしてされていることありましたら、答弁願います。

総務課長 クライシスコミュニケーションについてのご質問でございますが、人は起こしたことで非難されるのではない、起こしたことにどう対応したかによって評

価がされるというようなことが言われております。不測の事態が起こったときには、情報開示を基本に迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと思っております。

広岡史郎議員 この質疑の冒頭で言いましたような、今までの大きな事象についても、いわゆるクライシスコミュニケーションがうまく最初にはいかなかったからマスコミも騒ぐし事件が大きくなっていくということがあったと思います。それを見ておりますと、そのクライシスコミュニケーションが失敗する典型的なパターンとしていろいろな本に載っておるのが、そういう今言いましたような第一歩を軽視すると、それからその事故で済ますとその対応が不適切であったため大きくなってしまったと。それから今言いました初期対応のおくれ。それから当初の説明とところどころと内容が変わる説明ですね。この前の香川県沖での島での海上保安庁のヘリコプターの墜落事故も説明が変わって、結局事故で済むのが海上保安庁の管理の責任までとられると。そして経営トップあるいは幹部の失言や不適切な態度というのもこの本によりまして載っております。基本だと思しますので、その辺から危機管理が始まりますので、ぜひこういう研究を重ねていただきたい、課題であると。どこまでどうかというのはありませんが、ということで今回質問させていただきまして、お互い自分の身にかかわる大事なところですので、ぜひ取り組んでいただきたいと強く要望しておきます。

次に、通告しておりますのが公園管理についてであります。

当町の公園管理につきましては、芝生管理も含めて管理業務をされている大きな公園としてイーストパークと市川河川公園、新町の河川公園があります。21年度390万円の予算に対して、この前の決算審査で見ましたが390万円に対して388万5,000円で管理委託していると。それで先般たつの市で公園について市民の考えを聞くという会議がありまして、きょうの神戸新聞に載っておりますが、それにちょっと参加をしまして資料をもらってきております。その市民の判断そのものが、きょうの神戸新聞では、市民が判断すべきか議会の仕事かという課題もあるということですが、きょうはその問題ではなくて、この中に龍野の河川公園、大きく四つ、新宮と龍野の上のとこと、それから市役所から赤とんぼホールの横の千鳥ヶ浜と、それから旧の揖保川町の公園とあります。それぞれの公園を実は昨年8月10日の大水でかなり傷んで、災害復旧にかなり手が要るということでどうしようかと、そのまま管理を続けていくべきか、すると必ず1年に1回あるいは2年に1回冠水するというところで、どうしようかという取り組みがあったんですが、その資料の中に、公園の年間管理費、維持管理費というのがありまして、例えば千鳥ヶ浜、龍野の市内の市役所のすぐ西の大きな河川敷ですが、ここには多目的グラウンド、ゲートボール場、少年野球場、グラウンドゴルフ場、駐車場、テニスコートなどがあり、こう写真にあります非常に大きな公園になっております。この公園のこの資料によりまして年間維持管理費が130万円なんです。当町の河川公園、イーストパークも含めてですが約400万円、それで本当にどこまで管理しているのかを調べてほしいということで担当職員に資料渡しておったんですが、何か報告受けておられますか。

まちづくり課長 この資料を事前にいただきまして、たつの市のほうにも確認をいたしました。一概にはこの作業の中身まではわからないんですが、大きく違うのは福崎町の場合、河川公園とイーストパークは芝刈り等年間5回やっております。たつの市の河川公園につきましては、年3回ということでありまして。単純にこれで計算しますと若干たつの市のほうが安くはなっているんですが、中身詳しくはわ

かりませんが福崎町の場合はそれプラス細かな作業もしております。施肥そして一部傷んだところについては芝張りもやりかえしておりますので、そういった内容でありますので、一概にはどちらがコストが安いのかということとは言えないと思うんですが、福崎町の場合は特別高くもないと、逆にそういうふうにも思っております。それとこの資料では、一級河川の揖保川ということもあるんでしょうが、平成に入ってから平成2年、10年、16年、21年、これは千鳥ヶ浜のグラウンドですが、相当大きな災害復旧費用が出ております。平成に入ってから約7,000万円とか8,000万円とかそんな規模の、当然の中には芝張りも入っておりますので、それらをトータルして年で考えると、当然福崎町のほうが安く管理運営をしているということになろうかと思えます。

広岡史郎議員 問題は予算に見合う管理が、それはそれで管理きちっとしていると、きれいな芝生で、値打ちがあるというんであればいいですよ。ここ数日の、ここ最近の新町の河川公園の状況を見られましたか。上から見ておってもわかるように、芝生が南側と北側に大体分かれていますね。北もそうですが、南側、小さなネットがありまして、駐車場の北側に、見ますとわだちの跡、タイヤの跡がね、くるくるくるくるまるで自動車教習所の中を車が走り回ったみたいになってますね。それとことしの場合、施肥とかいろいろしていると言いますが、茶色になってますね。それは7月中ごろからの高温と小雨で芝生もかなり傷んでいると思うんです。そういうときにせっきく今まで守ってきた芝生なんで、じゃあ散水をたくさん、何回か追加でされたのか。そういうので散水をよくしましたということになれば我々も認めるわけです。ただ決められた予算の中で、草刈り、芝刈りだけしましたというんではあかんわけで。じゃあなぜあんだけ芝管理するのに、タイヤの跡が上から見て見苦しいほどになっているのか、どうしてですか。

まちづくり課長 私も時々のぞきに行くんですが、一般の方がそこへ入られて車を乗り入れられたものかどうかまではちょっとわからないんですが、過去には車どめを外していたずらにそこを走ったということがありました。それは大きく修復するのに費用もかかったわけでございます。同時にあれは平成19年の10月やったと思うんですが、西治の宮の丘公園でも同じようなことでありまして、同一の方ではないかと、特に西治の宮の丘公園では南京錠を切って扉を開けて入ったと、大変こう悪質なことであります。そういうことで西治のほうでは鎖の位置も変えましたし、新町のほうにつきましては入り口もくいでありますが入りにくいような状態には少ししたんですが、車どめについてはかぎがかかってない。手で下がるということにはなっております。しかし車どめはちょっと大きなものにしております。そういったことで、かぎを壊してまで入るということは当然犯罪に近いもの、犯罪でございますので、今後とも看板等で注意を図りながら公園管理を進めていきたいと思っております。

広岡史郎議員 そうじゃなしに、職員はだれも気がつかんのですか。何でタイヤがくるくるくる芝生の上残っているのか。例えば芝刈り機、どんな小さな芝刈り機でも小さな芝刈りだとあんなタイヤの跡つきませんね。タイヤがつくような芝刈りですと、ゴルフ場で使っているように幅1メートルなりそこが一遍に済みます。すると1メートルでタイヤのわだちであると2本で済むわけです。もうずっと全部走り回っているようになっているわけでしょう。それは担当者は確認してないんですか。上から見たらすぐわかるわけです。可能性としては、一遍に刈れないんで何回も何回も大きなフレールモアいうてブーンとこう僕は田んぼで草刈りするんですが、飛ばすもので、1回で刈れないんで何回も何回もくるく

るくるくる回って短うにとにかくしておこうとなっているのか、つまりどういう芝刈り機を使われているのか、後、刈った芝の先をきちっと回収できるようになっているのか、その辺も含めて管理するのが公園管理でしょ。あの状況見てみますと、芝刈りして管理しているのか、芝を傷めているのかわからない、費用かけて。それが通るたんびに気になるわけでした。皆さんもよう通られると思うんですが、一度見といてください。例えばあそこがアドプトで、ボランティアでやっておるんでしたら、あの程度でしょうがないかなとなるんですが、390万円の予算でことしも同じですね。388万5,000円とほぼ満額で委託されているわけですから、その委託費用に合うようにきちっとしていただきたいと、このたつの市の管理費用ですね、例えば新宮のグラウンドですと200万円、それから旧の揖保川の河川公園ですと150万円、いずれも陸上競技場とかサッカー場、テニスコート、ゲートボール場皆あるような大きな河川公園です。その程度で向こうはやっているわけですから、確かに使ったときには災害復旧の手も入りますが、芝生が傷まなければ何も芝生が張りかえ、たんびたんびにさらになっているわけではないわけですから。それは言いわけとして、この龍野の管理の状況を、同じ河川敷ですのでまず調べて、詳しく調べていただくのと、新町の現状がどういう管理、本当に388万5,000円に見合う管理がされているのか、あれがゴルフ場のようにきれいにピーツとなっておればね、それは管理しているんだと思うんですが、ぜひその辺を忠告申し上げておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、広岡史郎君の一般質問を終わります。

次は、12番目の通告者は、石野光市君であります。

1. 住宅用火災報知機の設置の推進について
2. 生活相談体制の充実について

以上、石野議員どうぞ。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問を行います。

今まさに国会で論議され、国民の大きな関心と危惧の焦点となっている尖閣諸島と周辺海域をめぐる問題について、一言しておきたいと思います。

私が述べたい趣旨は、一昨日9月28日沖縄県議会において全会一致で議決された中国政府あて、日本政府あての決議に通じておりますので紹介をさせていただきます。

ともに表題に抗議決議となっております。9月7日午前尖閣諸島周辺の日本領海内において違法操業中の中国漁船が、退去命令を出した海上保安庁の巡視船に接触した上逃走を図り、さらに停船命令に応じず接触を繰り返した事件が発生した問題と、その後の対応について抗議し、速やかな善処を求めるものとなっております。

中国政府に対しては、尖閣諸島は明治28年1月に日本政府が沖縄県への所管を決定して以来、漁業や林業、かつおぶし工場が営まれた実績があることや、大正9年に中国政府が石垣島の住民にあてた感謝状で日本領と明確に記されていることなどから、尖閣諸島が石垣市に属する我が国固有の領土及び本県の行政区域であることは疑問の余地がないところである。よって本県議会は尖閣諸島及び周辺海域における今回の領海侵犯に抗議するとともに、貴国におかれては日本国固有の領土及び領海である尖閣諸島及び周辺海域に対し、今後このような領海侵犯事件を起こさぬよう、慎重かつ冷静な対応と、細心の注意を払うことを強く要請する。

そして日本政府への抗議決議では、また検事総長あてにも出されております。

9月24日那覇地方検察庁は公務執行妨害罪の容疑で逮捕送検していた同漁船の船長を処分保留で釈放した。尖閣諸島は石垣市に属する我が国固有の領土及び本県の行政区域であることは疑問の余地がないところである。今後中国が尖閣諸島及び周辺海域の領有権を強硬に主張し、中国漁船が尖閣諸島周辺海域で操業することが予想されるが、そうなった場合、本県及び我が国漁船と中国漁船との間で操業をめぐるトラブルが発生したり、衝突事件が再発するなど安全な航行が阻害されることが懸念され、県民は不安を感じている。よって本県議会は、県民及び国民の生命、安全及び領土、領海を守る立場から、今回の政府の措置に抗議するとともに、一、尖閣諸島及び周辺海域が我が国固有の領土及び領海であるという毅然たる態度を堅持し、中国政府を初め、諸外国に示すこと。二、尖閣諸島周辺海域において本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講じること。三、中国政府に対し、今回の事件に関して嚴重に抗議するとともに、日中両政府は冷静な外交を通し、再発防止策を講じること。要旨、このように3項目の内容が速やかに実現されるよう強く要請するものとなっております。

両国政府の真摯な外交努力を、私も切に望むものであります。再発防止に向け、実効ある成果が上がることを強く願っております。

さて、第1の項目については、住宅用火災報知機の設置の推進についてお尋ねをいたします。

ご案内のとおり消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますし、それ以前に建設された住宅については、来年の23年5月末までに住宅用火災警報器の設置が求められています。住宅火災で亡くなった人の約6割が、逃げおくれによるものとの統計から、この火災警報器の設置で、火災から人命を守ろうとするのが法の趣旨のようであります。火災報知機の設置を進めようとする機運を種々の啓発によって高めていくこと、火災報知機の設置についての知識の普及や、設置をしたいと考える人のうち具体的な困難や支障がある人に対しては相談窓口を設置して支援していくことも大切ではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

さらに姫路市火災予防条例では、煙感知式の警報器の設置を義務づけているとのことでもあります。また、新築やリフォームの際には電池交換の必要のないAC電源の方式のもの設置を推奨しているようでもあります。こうした情報を広く住民にわかりやすく伝えていく広報活動の取り組みについて、さらに進めていくことを求めるものですが、いかがでしょうか。町広報9月号16ページには、住民税非課税世帯の高齢者や、重度の障害者への火災報知機の設置工事を含めた給付事業の記事は見ておりますが、それ以外の家庭への広報、啓発の取り組みについてお尋ねをするものであります。

住民生活課長 本町は平成19年4月1日から消防に関する事務を姫路市へ委託したことから、姫路市消防局の管轄区域となっております。姫路市の火災予防条例が当然適応されるということでございます。なお、住宅用火災警報器については煙式でございしますが、そういった啓発については今までも全戸配付のチラシ、そして町広報にも掲載をいたしており、普及推進については十分図っておるということでございます。期限も23年5月ということで、これは設置義務が課せられますが、相談窓口等においては姫路市消防局予防課または姫路市中播消防署の予防課の係が窓口を対応していただいております。この10月の町広報でも再度普及啓発の予定はいたしております。なお、福崎町においてもチラシ等については窓口も備え、そして相談とかそういったことにも対応

はさせていただきたいと考えております。

石野光市議員 昨日の難波議員の一般質問の中で、推計ではあるけれども姫路消防署管内、当町含む管内の推計ではあるけれども、設置が大きく進んでいるというふうにはなっていないということのようであります。その原因として取りつけできる人が家庭内におられないというケースも相当あるようにも思われます。こうした人々に法の設置期限が近づいていることをてこに、悪質業者の勧誘で不当に高額な代金を請求されるというような被害を未然に防ぐ面からも、町内の電気屋、電気工事屋などに依頼した場合には、1軒につき1個設置の場合、2個、3個といった場合のそれぞれの料金の相場といたしますか、上限は示すことはできないでしょうか。商工会等の協力を得ながら、そうしたことができないものかと考えるものですが、いかがでしょうか。

報知器の業者手配の場合の料金といわゆる報知器そのものを施主が手配している場合、こうした場合についてもお示しいただければベターだと考えますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 全戸配付のチラシや広報にも掲載はしておりますが、悪質な訪問販売の注意の啓発等はこのチラシには当然載っております。被害発生の防止にはこのチラシで努めておるといふ形でございます。また設置のほうで、今質問がありましたけれども、私どもの消防団の分団長会議とかそういったところでも住宅用の火災警報器の普及啓発、また悪質訪問販売についての注意喚起を促すように各分団長へ依頼を当然いたしております。

火災警報器の購入でつけにくいという方がおられるということですが、町内の電気店に確認はしたところ、1個当たり4,000円前後の煙式の感知器ということで販売はされております。その取り付けについては1個あたり500円ぐらいということで、2個、3個となれば、それはちょっとまた金額はそれに見合った金額ということで、電気店には照会をかけております。

商工会の協力ということですが、これももし購入されておれば当然隣近所とか健康者が、高齢者の弱者につけていただくとか、共助の精神をもってつけていただくような、そういうこともお願いはできるかと思っております。

企画財政課長 住宅用火災警報器につきましては、例えば八反田地区なんかは地域づくり推進事業の中で購入されたものを地域の方がつけられているというような事例もございます。

石野光市議員 地域の取り組みを支援していると理解させていただきます。そうした取り組みも行われているようであります。設置の進捗状況や住民の意識調査などを、啓発と兼ねてサンプリング調査などを行うという取り組みが姫路消防局でも行われているようであります。設置をしていない人に対しての設問で、スプリンクラー設備のある場合は除くとした上で、その設置をしていない理由として、1、設置が義務化されていることを知らなかった。2、設置費用負担が大きい。3、自分で設置することは難しい。4、購入方法がわからない。5、借家のため自分で設置してよいのかわからない（管理者がつけてくれない）。6、設置することによりどれぐらい効果があるのかわからない。7、設置義務まで猶予がある。8、その他のいずれかで回答してもらったアンケートが自宅に届きましたので、紹介しておきたいと思っております。当町でも一定の傾向や設置の達成率を把握する取り組みとして、検討されてはいかがでしょうか。

さらに先ほどの質問の関係ではありますけれども、住民の方が気軽に窓口でも、設置をしていただける業者のものについては、町内の取引の実績のあるような電気工事店などの紹介もしていただけたらと思うのですが、あわせてお尋ねを

しておきたいと思えます。

住民生活課長 今の設置を達成するためのアンケートということで、これは姫路市消防局がアンケートで推計の調査をしておりますので、私どもは啓発とか広報で推進を図るという形で取り組みたいと考えております。

石野光市議員 引き続き工夫をしながら、また役場のほうにでも窓口にもでも尋ねてこられた方には親切丁寧に相談に応じていただけるように要望しておきたいと思えます。

第2の項目は生活相談体制の充実についてであります。

ご案内のとおり貸金業法が改正され、本年6月18日から完全施行となっております。改正の主な内容として、1、上限金利について出資法の上限金利を20%に引き下げ、利息制限法の上限金利20%を超える貸し付けは違法とする。2、住宅ローンや車等のローンを除く借入残高が年収の3分の1を超える人は新規の借入ができない。3、専業主婦の場合は夫の同意が必要である。4、共働きの場合は夫婦の年収の合算した金額が基準となる。5、返済能力を超えた貸し付けを禁止することとし、そのために指定信用情報機関制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できるようにする、などと認識しています。借り主の保護を目的とした法改正であります。一方で新規の借入が法的にできなくなった人に高金利で貸し付けをしようとする悪徳業者の違法営業も懸念されるのであります。町広報9月号の6ページに生活科学センターだより、改正貸金業法Q&Aとして掲載されているのを承知していますが、年末に向けて町ホームページの活用や回覧板などを含め、一層の周知と返済能力を超える事態に陥ることを未然に防ぐ啓発と、多重債務者には相談窓口への速やかな誘導が今の不況、給与水準等の落ち込み等といった局面では重要であろうと考えるものであります。いかがでしょうか。

産業課長 多重債務者等への速やかな誘導ということでございますけれども、今議員さんも言われましたように貸金業法の改正につきましては、主な内容を広報ふくさき9月号に、生活科学センターだよりのコーナーでQ&Aによって説明をし、啓蒙しているところでございます。役場の窓口での啓蒙チラシなどは現在作成しておりませんが、広報ふくさきの内容のようなわかりやすいチラシを作成したり、消費者庁からの発行のものがございますので、そういったものを利用して啓蒙を図りたいと思っております。またこれからの年末に向けまして、多重債務者がふえてくると思われますので、町のホームページや回覧板なども活用し、生活科学センター等相談窓口への速やかな誘導ができるように啓蒙活動を行っていきたく思っております。

石野光市議員 以前から役場が町税や使用料等の滞納対策を進める上でも、多重債務者の早期発見と速やかな相談窓口への誘導について、全体として意識的に取り組んでいただくことを要望してきました。下水道の使用料など新たな負担が発生している今日の状況も、住民生活の全体を見る上では軽視できません。一層の研さんや指導を要望するものであります。いかがでしょうか。

産業課長 一般的には先ほど言いましたように広報ふくさき等で啓蒙していきたく思っております。税や使用料などの徴収の際におきましても、町民のみならず町外の皆さんも、もし困ったことがあれば一度相談してみてもいいかというところで、福崎町生活科学センターなどの相談窓口のチラシをお渡しして、相談窓口への誘導を図っているところでございます。また、新たに発生しているものにつきましても、同様に引き続き行っていきたく思っております。今回の貸金業法の改正の内容につきましても、チラシなどを作成し、一緒に啓蒙していきたく思っているところでございます。

石野光市議員 税務課でありますとか、使用料の徴収を担当されている職員の皆さんに、この問題では特に適切な助言でありますとか、研さんの推進というものを要望しておるものでございます。適切な部署の方からお答えいただけたらと。

税務課長 税務課からですけれども、今議員さんが言われましたとおり、納税相談をする中でそういう生活実態を十分把握をしております。その中でそういう多重債務等の話が出てきましたら、生活科学センター等で相談を受け付けておりますので、相談されたらどうですかということは常々私どもも言っておりますし、指導もしております。

石野光市議員 つい最近もNHKの番組で、若い市の職員ですかね、担当の仕事が徴税であるという中で、滞納が続いているご家庭に訪問して、相当事情が進んでいる中であろうかと思えますけれども、上がり込んでいろいろと押さえていくという作業もしなければならない場面があるということが紹介されておりました。全国的に本当にこうした問題が広がっていると考えなければならないと思えます。そういう中で、職員の方のいろんなメンタルの面の配慮も必要な場面もあったりするかとは思いますが、本当にこうした職務に当たられる方について、十分なフォローはいろんな面から必要であろうと思っております。この点についても十分にご配慮をお願いしておきたいと思えます。

本年度から公益化した生活科学センターでの多重債務者の相談の受け付け状況などについてはいかがでしょうか。

産業課長 平成22年4月より神崎郡消費生活中核センターが福崎町科学センター内に設置をされました。その業務内容は郡内の消費生活相談の窓口としての役割が大でございます。窓口相談日といたしましては、火曜日から金曜日としておりますけれども、土日につきましても相談員が対応をしているところでございます。その利用状況につきましては、相談件数を本年度の4月から8月末現在での前年対比をして報告をさせていただきたいと思えます。福崎町分につきましては、前年90件がことしは88件の98%、市川町分につきましては前年が18件、ことしが33件の183%、神河町につきましては前年5件がことし20件の400%、姫路市につきましては前年7件がことし4件の57%となっております。全体で前年120件がことし149件のことし124%と増加している状況でございます。そのうち多重債務につきましては、同じく前年対比しますと、福崎町は前年11件がことしは4件の36%、市川町は前年8件がことし6件の75%、神河町が前年1件、ことし2件のことし200%、全体では前年20件がことし12件のことし60%の状況でございます。これにつきましては、テレビ等マスコミでPRしている関係もあり、法テラス、日本司法支援センターでございますけれども、そちらのほうに相談が増加しているためだと考えております。福崎町や姫路市、兵庫県姫路生活科学センター、この三つの施設で多重債務の相談件数の合計が平成20年度で501件から、21年度341件と160件減少しております。逆に法テラスでは平成20年度1,925件から、21年度2,073件と148件増加している状況でございます。そういうところから法テラスのほうに若干皆さんが相談する先をちょっと変えられているのかなというところがございます。また相談の受付方法につきましては、来訪が93件62%、電話が56件のことし38%となっております。前年と大きく変わっておりません。また、各町におきまして、広報やチラシにより中核センター窓口相談のお知らせをしておるところでございます。近年、最近につきましては神崎郡内の相談者の中にもそういったチラシを持って来られる方が見受けられるようになってきたと

いうことをございます。しかしながらまだまだ住民の皆様には問題意識が低いように思われますので、これからも各町への出向いた啓蒙活動に重点を置いた活動が必要であるということで認識をしているところでございます。

石野光市議員 事あるごとにこの問題を取り上げておりますのは、該当する方の問題であると同時に地域全体の活力ひいては町全体の経済のあり方にも大きくかかわってくる問題であると、せっかくの家庭の収入がそうした利払いで消えていくということは、本来の町の活力を損なっていく大きな要因であろうと考えております。そうした面からも、町としてもこうした問題について一層のご努力を要望して、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市君の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。再開は14時25分といたします。

◇

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時25分

◇

議 長 会議を再開いたします。
一般質問を続けてまいります。
次は、13番目の通告者は、小林 博君であります。

1. 防災対策について
2. 都市基盤整備について
3. 環境問題について
4. 医療・介護など保険事業について
5. 前回質問事項について

以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 通告順に従いまして、質問をさせていただきますが、大半がこれまで継続して質問しておる課題でありますので、大体趣旨はおわかりだと思っております。

第1番目、防災対策、特に雨水排水対策についてでございますが、特に6月議会では集中して質問をさせていただきましたので、その継続について質問をしたいと思っております。今議会では他の議員さんも既に取り上げられておりましたので、答えが出ておる部分もあるわけではありますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

特にこの市川以西の洪水対策について質問をいたしております。特に山崎から福田、駅前、その他その方面に係る洪水対策についてということで質問をしたのでありますが、基本的な直谷川あるいは福田川等の排水のために、市川へのショートカットを考えたとき、その際川端川のラインを使いたいというふうを考えているという答弁は前回も出ておるのでありますが、そうした事業を進めるためには都市計画決定とする必要があるということでありまして、それが順調に進められるように、まずもって要望をしたいと思っておりますが、この計画決定をいつの年度に考えておられるのか、この都市計画決定は町長決定に係るものなのか、知事決定に係るものなのか等をあわせてお答えをいただきたいと思っております。

下水道課長 この市川の右岸地域の洪水対策、特に川端川の計画についてでございますが、この計画決定、都市計画の決定が必要かというところですが、今のところ都市計画の決定ということではなくて、すぐに事業認可、事業をするための決定に入ると予想しております。特に決定、雨水計画区域の変更があるわけではございません。その雨水計画地の排水を速やかに市川へ排水するという幹線でございますので、事業化ができると、そういうふう聞いております。今後県の指導も受けながら、その辺の確認は十分していくつもりではございますが、今の段階の判断

はそのとおりとしております。

小林 博議員 毎年のように何回か水が出るわけですが、大体目標はどの年次に置いておられるのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

下水道課長 目標年次というところですが、政権が変わりましてこの交付金事業になりました。社会資本整備という事業でございます。そこら辺の手続が多少変わるかと思いますが、今後事業認可を次年度考えていきたいというふうに考えております。その後どうしても実施の計画とか設計とか、またまた用地が必要な場合もございますので、その後の計画についてはまだまだちょっと時間がかかるとは考えております。

小林 博議員 前回の答では二十二、三年ごろに工業団地関係の下水道計画の見直しをやるということになって、それに合わせてという答弁がされておるわけで、今のような質問をしたわけですが、都市計画決定の必要がないということでありまして、一層進めてほしい、とりあえず計画決定、事業認可までを早く進めないかと、昨今の国、県含めて財政状況でありますので、準備は早いほうがよかろうと思います。

さて次に、この川端川のラインを考えますと、これだけのショートカットで水害の対策、雨水排水が完璧になるとは思われません。したがって、田原地域のような雨水排水幹線が市川以西では無理でありますので、その市川以西の住居地域の排水対策には現水路を利用した排水ということが非常に必要だと思います。それらについてもコンサルも含めて計画をされておるわけでありまして、その点についても有効な対策をとっていく、そういう施策あるいは地域が自治会等も含めて計画をする場合の補助対策等も含めて、改めて市街地の住居地域の雨水排水対策のための対策を進めてほしいと思いますし、あるいは制度の見直し等も考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

下水道課長 市街地の排水のための対策ということでございますが、議員ご指摘のとおり、特に市川右岸地域の雨水排水は直谷川のショートカットだけですべてが解決するわけではございません。それは十分に認識しております。雨水計画に基づいて進めてまいります。雨水対策事業の事業効果が高いという点から、この右岸地域では優先して川端川を事業すべきと考えております。もちろんその他の地域でも、例えば雨水幹線に接続する水路で、改修すれば大きな排水効果が期待できる部分等は事業化、雨水対策の事業化の対象となると考えております。

小林 博議員 考えておるといっておりますが、具体的な執行を早く進めるという観点で取り組んでいただきたいと思うわけですが、費用対効果の関係でできるだけ効果的にやらなければならないので、その検討も必要であります。その執行も早く進めるということも大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、被害が常習的に起こる地域の問題解決が必要であります。例えば福崎高校の周辺等につきましては、高等学校から流れ出る水が非常に多いわけですから、現在におきましては1万平方メートル以上の開発につきましては、調整池の設置が必要とされておるわけです。そんな意味で現況から言いましても、福崎高校のグラウンドから流れ出る水が非常に多くて、それが住居に浸入したりあるいは溢水をするということになっておるわけでありまして、福崎高校のグラウンドの中に調整池等の整備を求めるといっても必要ではないかと、何年も前から提起をしたこともあるわけですが、本年の大雨の状況も踏まえて、改めて提起をしたいと思うわけですが、そうしたことを高等学校及び県に求めていただくというわけにはいきませんか。

下水道課長 特に市川の右岸地域の雨水対策として下水道課でもコンサルの委託で調査する中でも、市街地に流れ込む水を上流部でカットして、入る水を減少させるという方法と、降った水をいかに速やかに、また調整しながら出せるか、それと浸水発生の頻度の高い地域の整備を優先させたい。また住宅地は公共交通の幹線道路における浸水被害を解消させたいというような方向性を持っております。この中にもさきの5月の被害で福崎駅が冠水したというような状況も見られますし、地元の区長さんからも大いに要望があったわけでございます。福崎高校から出てくる水については、特にグラウンドに降った水はその流出までの時間が早いので、ここら辺を確実に対策をするというのも一つの大きな柱になるかとは思いません。こういう今の状況については、先日の地元関係自治会の区長さんにもお願いして、また地元と行政のタイアップした要望というようなことも十分図っていかないといけないと考えております。

小林 博議員 ちょっと頭の回転が悪いのか、意味がよくわからなかったのですが、問題はいろいろ言って、福崎高校に調整池の整備を求めてもらえないかということがあります。

副 町 長 行政懇談会でも福田集落の方々からそのようなご意見をいただいております。そういう観点を含めまして、要望はしてまいりたいと思います。

小林 博議員 次に、これも毎年何回も雨が降るたびに水の出るところであります。福田の西北部福伸電機の社宅のある附近の対策であります。これも山林の崩壊等も予測はされるような状況でございました。この5月の大雨のとき、現場を見ますと、そういう状況でありました。したがって、ここは松山川と名前がつけられておるんですが、その周辺の対策を進めていただきたいと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

技 監 今議員がおっしゃいました地区につきましては、県のほうで砂防ダムの計画を持っていただいております。福崎町域におきましては3カ所の砂防ダムの堰堤の設置を要望しております。八千種小学校の裏と、もちの木園の裏というのと、後今申された3カ所です。実は八千種小学校ともちの木園のところはそのような小学校とか施設があるということで今年度県のほうで事業化になりました。今の松山川のところにつきましては、県のほうで社会基盤整備プログラムというのをつくっております。そこで今後20年から30年、平成ですね、に実施完了する事業についてあげてありまして、それは公表されています。その中では25年までに着手し、30年度までに完成する施設という位置づけがされております。ですから我々としても引き続きこの砂防ダムが設置されるように要望を続けていきたいと思っております。

小林 博議員 この件は委員会でも報告を受けておりませんでしたので、本日取り上げたわけでありまして、25年までに実施に入りたいと思えば、それなりの準備が必要でありますので、実務準備は早急にしていただきたいと思っております。

次に、市川本流の対策も大変重要でありまして、こうした支線の改修を行い、あるいは西治のほ場整備で西谷川の改修も行われるということになりましても、市川本流が増水をすれば水はけが悪くなってしまうということでもあります。その意味で市川本流の対策も大変重要であります。かねてから問題にしております福崎町南部での不法とも言えるような河川地域内の堆積の問題とか、あるいは神崎橋から福崎大橋間のその整備の問題等も取り上げておりますが、改めてこの点についても考えていただきたいと思っております。特に神崎橋、福崎大橋間については公園化の計画もかつてコンサルも含めて、町の公園化ということも絵を描いたわけですから、周囲の環境整備ということも含めて、県に取

り上げていただくような要望もしていただきたいと思います。区長会の要望でもよく出ておると思いますが、その点について答弁を求めます。

技 監 今議員おっしゃいました市川本流の整備ですけれども、平成22年3月に市川水系河川整備計画というのがつくられまして公表されております。その計画は環境対策とかいろいろ入っているんですけど、整備計画としましては30年確率の降雨に対応する事業を、今後20年から30年かけてやっていくと、その工事の内容はこれこれですよということが記載されております。その主な内容といえますか、そこに記載されている内容は、築堤河川となっている、市川下流のほうはこのあたりと違いまして堤防が築いてありまして、堤防で守られている状態です。その築堤河川となっており、はんらんにより姫路市中心市街地が浸水することが予想される河口から生野橋の区間をまず優先して工事を行うこととしており、現在工事中の阿成地区というところで600メートル区間の河川の拡幅工事をやっておるんです。そのほかJR橋梁の上下流区間の600メートル、高木橋から生野橋区間の3,000メートル、江鮎井堰上流の500メートルというのを20年から30年かけて工事を実施していくということが公表されております。福崎町の区間につきましては、この計画には上がっておりませんが、県に対しましては今回県民局長との打合せとかいう場がありまして、その場でも神崎橋附近から姫路市との境までの未改修区間等について、整備をしてもらえないかというような要望をしております。引き続き要望をしていきたいと考えております。

小林 博議員 今取り上げておりますところは、高橋のところにしても国道に冠水あるいは神崎橋南についてもここは堤防がありませんので、ほぼあふれる状況にまで水が来るという状況でありますので、先ほど言いましたように、公園化、環境整備という意味も含めて進めていただければと思っております。

次に西部の防災総合整備は本年度予算化されておるわけですが、年度内にはきちっとやりたいという答弁が前回ありましたけれども、現在どこまで進んでおるのでしょうか。もう年度も半分過ぎておりますので、もう入札執行をあしたにでもやるということでしょうか。

住民生活課長 この第2防災倉庫の整備につきましては、入札を11月初旬に予定しておりますので、前に答弁しましたように、3月末までには完成するというところでやっております。

小林 博議員 市川については水の問題非常に重要でありますので、ぜひよろしく求めて、早くやってほしいと、もう建物は長野橋のところにあるわけですから、作業は早いのではないかと思います。

次に、これはすべての災害を通じてのことですが、上水道の配置整備状況からいまして、山崎の貯水池の増強というのは非常に急ぐ課題であるということを取り上げてきましたし、それはその年来、この数年その準備が進められておると思うのですが、本年度組んでおる予算を遅滞なく執行されて、道路の確保、それから貯水池建設の用地の確保等、どこまで準備は進んでおりますか。

水道課長 本年度の平成22年度の進入路工事、これはまだ買収はしておりませんが、保安林解除がこの9月にできました。今から用地の交渉、これはもう文書でもらっております。施工同意と保安林解除の申請の文書でもらっております。後は単価発表して用地買収を10月までには済まして、11月から工事に着手、そして3月末までには第1期の進入道路工事を完成させたいと思っております。

そしてその上の山側にまだかなりこう山の進入路、これは第2期の進入路と考

えております。これは平成23年、測量設計そして保安林解除、そして用地買収という形で24年の道路の工事、25年には山崎の配水池の増設を着手したいと思っております。

小林 博議員 そういうことであれば、期待をして待っていたいと思います。それまでに大きな災害がないことを願っておかなければなりません。

次に、急傾斜地崩壊防止対策事業については、きのう宮内議員も取り上げられたわけでありまして、所管委員会におりますので報告も受けておるわけですが、当局の考え方はこういう事業の性格から一部でも幾らかでも受益者からもらわなければならんという考え方のようでありまして、まずこれをどのようにつくられようとしているのか、条例として整備するのか、あるいは要綱でやろうとするのか、その点についてはいかがでしょうか。

技 監 条例化して徴収しようと考えております。

小林 博議員 前に委員会にかかったときに、できれば町の案が固まるまでに委員会も含めて、議会側も含めて検討の時間をいただければと思っておるわけでありまして、以降まだ閉会中の委員会があると思っておりますので、その点についても一度意見をさらに聞いていただければと思っておりますが、先にいただいた資料から言いますと、関連の県下38市町の中で、未実施のところもかなりあるわけですが、15市町が受益者負担ゼロでやっているということでありまして、約県下で半分の自治体が受益者負担ゼロでやっているということでありまして、1軒当たり5万円ぐらいのところもあるわけでありまして、実施をしても全体の額でいえばそんなに大きな額にはならないわけですが、何か事業の性格上わずかでももらっておかなければメンツが立たんみたいな感じを受けるわけですが、しかしそういったしましても、どの家に幾らずつ割り当てるかということは、非常に難しい問題でありまして、地元それを任されても、地元自治会があなたのうちは幾らですよ、あなたのうちは3万円です。あなたところは10万円ですと、そういう決定をするのはなかなか難しい問題も出てくると思っております。幹線町道もすぐ近いわけでありまして、町の受ける影響も非常に大きい地帯でありますので、ぜひこれはまた委員会で議論になれば意見も述べたいと思っておりますけれども、今の段階でありますので、まだ固まったところでないと思っておりますので、その白紙の段階から受益者負担ゼロのところも15もあるわけでありまして、そういうことでもいいのではないかとということも選択肢の一つに入れておいていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

技 監 昨日、まちづくり課長のほうから答弁させていただきました。急傾斜地崩壊対策事業といいますのは普通の道路・河川の事業と異なりまして受益者が特定されるということで、急傾斜地法としても受益者から負担をとると、こういう制度になっておるところから、徴収するという方向で今考えております。議員がご指摘されましたように、具体的な徴収の方法とか、そのあたり確かに我々もまだ勉強足りていないところがあると思っております、実際個人からとっているところもあれば、率でとっているところもあります。そのあたりちょっとお伺いして、状況も確認して、計画を固めていきたいと思っております。

小林 博議員 大都市だけじゃなしに、町レベルでも受益者負担ゼロのところもあるわけでありまして、ぜひ先ほど言いましたように、その点についても選択肢の一つに入れて作業を進めると、立案化を進めるということで求めておきたいと思っております。

次に、2番目の項に入りますが、都市基盤整備ということで書いてありますが、主に中島井ノ口線のおくれが気になっておったのですが、先日の答弁で本年度

国からの割り当てが事業費レベルで2,000万円というのが追加で1億2,000万円来そうだというふうなよい返事がいただけまして、一応ほっとしておるわけではありますが、引き続いて、現在7割方事業費レベルでいっておるわけですから、ぜひこれが計画どおり完成することを、そのために努力されることを求めています。願っております。

駅前周辺整備につきましても、もう何回も質問もされておるのですが、広場とアクセス道路を優先するということではありますが、現都市計画に縛られることなく、現実的で実現可能な立場が必要かと思うのですが、いかがですか。

技 監 現都市計画の中では3,800平方メートルの駅前広場というのが決定されております。それは昭和56年に決定しておきまして、当然厳然としてその計画はあるわけです。計画に当たりましては、よりよいものにはしていきますが、その計画を無視ということはできないと思いますので、その計画を頭に置き、その区域を頭に置きながら適切な計画をつくっていくようにしたいと思っております。

小林 博議員 現在の駅前広場の計画、あるいは駅田原線の予定線、そのとおりでなければならぬということではないですね。そのように理解をしておきたいと思いません。これは県道甘地福崎線も含めて、よい計画になって、何回も計画をして倒れ、計画をしてできないという状況が続いております。駅前周辺の住民の生活環境も非常に大きくこの数十年の間に変化を遂げてまいっておりますので、改めて取り組みを強めていただきたいと思っております。私もその面での町民の皆さん方との対話も含めて、努力もしたいと思っておりますので、当局側からもよろしくお願いをしたいと思っております。

次に3番目の問題に入りますが。ここでは主としてごみ処理の今後の計画問題についてお尋ねをしておきたいと思いません。廃棄物処理につきましては、法によって基本計画を定めなくてはならないとされているのはご承知のとおりでありますけれども、今年3月のくれさか組合議会でもくれさか自身の長期計画をつくらなければならないけれども、これは関係市町、すなわち姫路市と福崎町の計画ができるのを待ってという話がありました。この廃棄物処理計画につきましても、福崎町ではいつつくるといふ計画になっておるのか、もうこれは急ぐと思うんですが、その計画の策定につきましても基本的な指針といひますか方針といひのはどんなものになっておるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思いません。

住民生活課長 今議員が申されました、一般廃棄物の処理の基本計画の策定指針、これは環境省が20年6月に発表しております。市町においても一般廃棄物処理計画を定めることになっており、この計画は廃棄物処理法第6条第1項にあたる、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとなっております。目標年次におきましてはおおむね10年から15年先を見込み、5年前に見直しをするというふうになっております。基本計画の内容につきましても、長期的な視点に立った基本方針を明確にするものであり、その策定にあたっては廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえ、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保について十分検討するとともに、それを実現するための現実的な具体的な施策を総合的に計画するというような策定指針があります。福崎町におきましても、早期にこの一般廃棄物の処理計画をつくるということで、策定のほうはしたいと考えております。

小林 博議員 くれさかのほうもその点は急いでおると思うのですが、なぜこれを今

取り上げるかといいますと、くれさかの改良工事がなされて、もう5年たちましたのかね。それで大体あと5年ぐらいで現在の施設は改良しなきゃならんという、いわば寿命といいますか、そういう時期になっているわけでありますから、香寺、夢前が姫路市になっている、姫路市は市川美化センターとあぼしのエコパークですか、あれがあるというわけでありまして、そんな関係もあって、以降のくれさかがどうなっていくのか、その存続に関心があるわけでありますけれども、そういうことを含めて考えなきゃならんと思うんです。この廃棄物処理計画をつくろうと思えば、ごみ処理に関する計画をつくろうと思えば、処理施設、中間処理施設あるいは最終処分地含めて、計画の中でうたわなきゃならんと思うんです。したがって、くれさかとの関係を決めなきゃならん。その点については、くれさか及び姫路市とどんな協議になっておるんでしょうか。

住民生活課長　くれさかのクリーンセンターの処理施設につきましては、今後姫路市と協議を進めていくわけですが、私どもはクリーンセンターの基幹改良工事、当然施設もございまして、延命措置をしていただいて、必要な調査等は行って協議を進め、現施設の利用はしたいと考えております。今申し上げました姫路も、同じ単独での処理施設が二つある中で、美化センターの改良工事もまた計画もされる中、このくれさかの取り扱いについては今後十分姫路と協議をしていくというふうになっております。

町長　私はくれさかの管理者をしておりますから現時点での状況をお伝えしたいと思っております。ご承知のとおりくれさかを基幹改造を行いましてから5年が経過をいたしております。大体し尿処理場あるいはごみ処理という施設は長くもっても10年ちょっとであります。したがって、5年たったということは次の計画を立てなければならないという時期になるわけでございます。そしてこのごみ問題を考える場合、くれさかも中播衛生もそうでありますけれども、市町村合併との関係でどうかということも考えていかなければなりません。当時は夢前町、香寺町、福崎町で構成をしておりました、その二つの町が姫路市に合併をしていきました。その中での処理計画でありますから、どのようにするかということは単にごみということと同時に合併の問題との処理という関係もあるわけございまして、この二つの関係をどのようにうまく処理していくかということになります。姫路市にいたしましては、あんなに大きなごみ処理場をつくっておりますから、当然もう姫路市は夢前や香寺のごみぐらいは処理できるという考えをお持ちのようであります。しかし福崎町にいたしましては3町でつくりましたごみの施設でありますから、当然くれさかのごみ処理場というのは福崎町の運命を決するほど重要な施設でもあるわけでありますから、当然延命策を講じてあそこで当分の間運営したいという思いを持っているわけであります。幸いなことに、あそこのごみの埋立場はまだ30年ぐらいは十分もつという施設であります。ですから建物そのものもそんなに老朽化しているというわけではありませぬので、延命化して活用するということが私は一番有効なものでないかということで、そのように主張しているというのが現状で、それではそれが煮詰まってそうするかということですが、まだそこまでは至っておりませんけれども、しかし合併したときの条件あるいは合併法の本質からいたしまして、双方が合意したのみ、その処理場の計画が成り立つわけでありまして、一方的に都合でそれを廃棄するということは法律の趣旨にも反しておりますので、そうした主張はきちっと続けてまいりたいと思っております。

それから姫路市も若干変わってきたのは今回の事故であります。先ほどから危

機管理の問題が出されておりますけれども、一つだけでは万が一ということがございます。今回のあの爆発事故ではくれさかは随分貢献をいたしておるわけでございます、こういった点からも次の計画をどうするかというのは慎重に相互の相互理解を深めながら進めていくことが大事だと考えております。

小林 博議員 わかりました。町長のその考え方につきましては私も支持をしたいと思いません。もしくれさかがなくなるとすれば、姫路に事務委託でもするという事になったり、奥と一緒にやるということになりますと、ごみの選別とかがさらに強化をされたり、あるいは有料化とかそれから町の負担も運送でかなり多くなるということなどを含めて、町財政及び住民生活に大きな影響も出てくるわけでありまして、心配もしておったわけでありまして、ぜひくれさか存続の方向で強めていただきたいと思います。今、国を挙げて新しい施設をどんどんつくるのではなしに、既にある施設を改修したりして施設の延命化、長寿命化を図るとするのが全体の方針になっておると思っておりますので、ぜひくれさかもそういう方向で望んでいただければと思っております。

次に医療保険の関係に入りますが、これも国民健康保険の広域化、都道府県単位で国民健康保険を実施していこうという方向で今月27日やったかな、政府が発表したんですね。政府がそういう発表をいたしました。期限を決めて全国的に国民健康保険を都道府県単位に統一しようということを発表いたしております。27日ですね。これは前々からいろいろと言われておったことではありますが、後期高齢者保険の制度改革が求められておりますので、それを絶好の機会としてこれをやろうというわけでありまして、これが実施をするために既に先に財政安定化支援方針というのを都道府県単位につくってもよいということをしておりまして、兵庫県でもそれはやろうということで既に準備を進められておるよういきいておるわけでありまして、この内容等について県からどういう指導なり、あるいは情報が寄せられておるのでしょうか。

健康福祉課長 広域化に関しましてどの程度ということでございますけれども、本年の5月に医療保険制度の安定的運営を図るための法律の一部が改正をされまして施行され、都道府県は国保事業の運営の広域化または財政の安定化を推進するために市町に対する支援の方針を定めることができるとされております。これが広域化等の支援方針でございます。兵庫県では現在広域化については具体的な協議はされておりませんが、財政安定化支援方針の対策の検討会を開催しております。県下の14市町で構成をしておりまして、県内市町の財政安定化について協議をしております。内容につきましては、共同事業に関する保険料の平準化や第一としまして、保険料算定方式の統一とか、財政安定化事業30万円以上の高額療養費、これを30万円を下げるということが出来ますので、それに対する検討をするというようなことで今支援の方針を検討しているところでございます。

小林 博議員 この財政安定化支援方針というのは、国保の都道府県単一の露払いというものだと認識をしております。したがって、25年をその国保の都道府県単位ということの一応の目標とありますので、保険制度の改革という目標になっておりますので、24年までの計画ということに対して、主方針はね、ということになっておるんじゃないかと今思うんです。そこで問題を感じるのは、県単位になってしまえば今の後期高齢者保険と同じように、住民が幾ら意見を言ってもなかなか通らない、我々議員が議会でこうやと言っても通らないですしね、現在副町長さんが出ておられますが、福崎町代表として一つや二つの町が、自治体が言っても県単位ですからなかなか通らないということになります。そこ

で保険料も何もかも決められてしまうということになってしまいます。国民健康保険がそんなことになっては大変だと思われまして、それで非常に心配をしております。広域化のねらいというのがどこにあるのかということがありますが、それについては端的にこの財政支援方針の策定方針というものの中に書かれております。広域化支援方針等の作成について、厚生労働省保険局長の文書の一番最後、一般会計繰り入れによる赤字の補てん分について保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化等の推進により、できる限り早期に解消するように努めることとなっております。大半の自治体は一般会計をつぎ込んでおられるわけでありまして、この一般会計の繰り入れをなくして、そうしてそれを保険料の引き上げと、そうして受診抑制、これによって進めていこうと、これからの保険をやっていこうということにあからさまに厚労省は方針として出しておられるわけでありまして、それだけに心配をいたしております。この計画をつくるのに一応は関連の市町村とか団体の話を聞かなければならんということにもなっておりますけれども、この計画策定のスケジュールからいきますと、ことしの12月にはもうその計画設定ということになっていこうということになっております。したがって、これはことを急ぐと思うわけですが、大変であります。そこで、どんな考え方を持っておられるかということをお聞かせいただきたいと思うのですが、先に特にこの大きな、なぜこんなことをやろうということに政府がいうのかというその理由は、保険団体が大きくなれば小さな市や町では保険運営は大変だから、大きくなればやっていけるんだというスケールメリットを訴えておられるわけですが、本当にそんなふうになるのかということが心配であります。それでは、医療費や保険税の県下各市町の状況についてお聞かせをいただきたいと思うのですが、神戸市、尼崎市等、大きな市は保険料とか医療費はどうなっておるのか、あるいは福崎町やそれから特にこの農村部の山間地であります但馬地域の1人当たりの医療費や保険税は、神戸や尼崎と比べてどうなのかという点について答弁を求めたいと思います。

健康福祉課長 まず医療費の県下の状況でございますけれども、21年度で福崎町の1人当たりの国民健康保険の費用は、10割の費用額で申しますと1人当たり30万8,951円で、兵庫県内の41市町の平均は30万7,106円で、福崎町は県下の平均より1,485円高くなっております。順位としては21市町のうち25番目と、高いほうから25番目とはなっております。一番高い町につきましては、県内では佐用町で36万7,843円、福崎町の約1.2倍、一番低い町は宍粟市で27万1,141円、福崎町の0.88倍となっております。佐用町と宍粟市では大分差が出ております。都市部につきましては神戸の平均が31万1,948円で、順位としては20番目、尼崎市については30万9,975円と、福崎町よりは若干高いですけど、余り大きく差はございません。山間部につきましても非常に高いところもございまして、豊岡市のように低いところもございまして、医療費につきましては加入者の年齢行動とか近隣の病院とか施設、そういった疾病の分類等によりまして大きな影響を受けるのではないかと考えております。

税務課長 税の関係で申し上げたいと思います。21年度ですけど1人当たりの調停額は福崎町8万6,958円でございます。県下41市町の中で高いほうから29番目となっております。県下の平均は9万300円となっておりますので、福崎町は県平均に比べまして3,342円安いという状況でございます。

それと都市部と農山間部というご質問でございます。神戸市が8万6,082円で県下30番目、尼崎市が9万2,755円で17番目、姫路市が8万9,

948円で22番目となっております。それと但馬ですけれども、新温泉町が6万4,893円で41番目ということで一番安いということになります。朝来市が6万9,344円で40番目となりまして、こう見ますと農山間地域のほうが保険税は安いという傾向にあります。

小林 博議員 ありがとうございます。全国的に見ても同様の傾向でありまして、大阪市などは人口からいっても既にもう広域国保と言える人口を持っておるわけですが、そういった政令指定都市が軒並み医療費も保険税も高いと、一般会計の繰り入れも相当やっとなおということでありまして、過疎地へ行くほど保険税が安いというそういう実態があるわけですね。したがってこの広域化することによって経営がしやすくなるという、そういうスケールメリットは、政府の言うのはうそなんです。その点は、数字を実態把握してしっかりと認識しておいてもらえればと思います。問題は、1980年代国保会計全体の50%が国の費用であったものが、平成17年には25%、約半分に国の費用を減らしたということがあるわけでありまして、そのことが一番国保の経営を苦しめて、住民の皆さん方に保険税を非常に負担願うということになっており、そしてまた各自治体が一般会計からたくさん繰り入れをしなきゃならんということになっておるわけです。そういう面で見ますと福崎町もこの決算でいただいた資料によれば、国保会計の資料によれば、所得ゼロの世帯が26%、年間所得100万円以下が全体の50%を占めるというのが、これが福崎町の数字であります。そういう国保であります。したがって、そういう加入者の実態の中で、これ以上保険税が上がるということは大変であります。したがって、納められないという方もふえるでありますし、さまざまな意見が出てくると思いますが、これが広域化されていまして、もう繰り入れはないわ、保険料は上がるわ、文句を言おうにも県単位で声が届かないわということになるわけでありまして、広域化計画というのは大変だと認識をいたしております。特にその前ぶれであります現在進められております財政支援方針、今年度12月に策定ということになって県で取り組まれておるようではありますが、これに対する考え方を、この問題の最後に述べていただきたいと、とりあえず思います。

健康福祉課長 国保の広域化につきましては、厚生労働省は全年齢を対象に期限を定めて全国一律で都道府県単位に広域化をする方針というものを明らかにしております。今言われました平成25年につきましては高齢者の医療制度の改正がございます。改革会議で今中間の取りまとめができていますところがございますけれども、年内には確定をしまして、25年度からスタートするわけですが、その中にはまだ環境整備に一定の期間を要するというので、そこではまだ広域化というものは実施されないと伝えられております。今、議員言われましたように、広域化になるとメリット、デメリットというものがあるかと思いますが、被保険者にとってはなかなかメリットが少ないのではないかと、保険者にとっては町がする仕事を県内で統一してするというので、そういった人件費の削減とかシステムの改修とかの軽減もあるかもわかりませんが、被保険者にとっては保険税がどうなるのか、そういう点ではなかなかメリットが少ないのではないかと考えております。

小林 博議員 国保の本体そのものの広域化は一応まだ知事も一声言っておるようでありまして、しかしもうその前ぶれであります財政支援方針に安定化支援方針の策定につきましては、ことし12月の策定ということを目指して県で作業を進められておるわけです。先ほど言いましたように、財政支援方針策定の厚労

省の指針は、一般会計からの繰り入れをやめて、保険料の引き上げあるいは受診抑制等、はっきりこの文書に書いておるわけですよ。こういうものにもう既に現在直面をしておるわけでありまして、こういう方針を基本にした県の計画をつくれということになっておるわけで、つくるということになっておるわけでありまして、今早急な、緊急に町の意見が求められておると思うんですね。もう既にこの件については県からの意見聴取があったんでしょうか。

健康福祉課長 まだ具体的にはそういったことはございませんでした。

小林 博議員 県のスケジュールでいきますと9月までに3回の会議をとということになっておりますが、現在まだ1回のようにありますが、ぜひよく相談をされて、町及び受益者、特に町民の不利益にならない方向での取り組みを求めておきたいと思っております。

次に国保に関してですが、国保の一部負担金、3割基本的には払わなきゃお医者さんにかかれないとなっておりますが、その減免制度についてであります、兵庫県でも多数の市町が既に実施をし、国のほうでもこの件についての策定が認められておるということになっておるようでありますので、これについて福崎町でもこの国保の負担金の減免制度の早急な整備を求めたいと思うのですが、いかがですか。

健康福祉課長 国民健康保険の一部負担金の減免制度につきましては、9月13日厚生労働省が一部負担金の減免の基準というものを示しております。今まで明確な基準がなかったことから福崎町では定めておりませんでした、このたび国の基準に合わせた形で、今要綱を制定したいと、早急に考えていきたいと考えております。

小林 博議員 よろしくお願いをしたいと思います。

次に、町単独で持っております税の減免制度についてであります、これも県下全部の市町で制度があるわけでありまして、こういう場合に減免されるという、災害、病気、失業、収入減、低所得、生保、特別事情、その他とこういうふうにあるわけでありまして、そういう中では低所得とか生保、特別事情等について福崎町はどうなっておるのかということでありまして、どうでしょうか。

税務課長 ご指摘のとおり減免につきましては特別事情は入れております。それで内訳といたしましては、先ほど言われましたように財産の災害とか盗難、それと病気とか負傷、それと事業廃止によるものとか休止によるもの、それと刑事施設に入っておられる方等、そういうのを減免にしております。

小林 博議員 その利用状況はどうですか。

税務課長 今年度におきましては現在のところ11名でございます。

小林 博議員 先ほどふれましたように、所得ゼロの世帯が大きなパーセントを占めておるということでもあり、低所得者が多い国民健康保険でありますので、大いにこれを積極的に活用してもらえような方向で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、前回質問の中でも取り上げておりましたが、小・中学校、幼稚園も含めて教育扶助の関係で、地方交付税の算定基準にPTA会費等が入っておるといふ点を取り上げまして、福崎町でもその点を充実するようにと述べました。教育課長あるいは副町長の答弁も含めまして、この9月議会の補正予算には入っておるだろうと期待しておったのですが、どのような状況でしょうか。

学校教育課長 教育扶助につきましては前回質問を受けまして、各学校におけるPTA会費、生徒会費、クラブ活動費の保護者負担の状況等につきまして確認をいたしております。また郡内の教育委員会の考え方等を聞いたりして、今現在調整をいた

しております。と言いますのも、この就学援助費につきましては、従来国庫補助事業でありましたものが廃止になりまして、交付税として一般財源化になった経緯がございます。そのときに郡内調整会議をもった中で調整をさせていただいた経緯がございます。そういった中で今回も調整を今現在進めているところでございます。

小林 博議員 どういう方向で調整をとということですか。

学校教育課長 この給金金額、また時期、また給付をどのようにしていくかというそういった中での扶助対象としての取り扱いについて、今調整をさせていただいているところでもあります。

小林 博議員 国庫補助からメニューが地方交付税に変わったということで、もう地方交付税に変わった以上、印がついてないからですね、何に使ってもかまへんのじゃということですけど、ことが教育扶助ということでもありますから、財政多端な折ですけども、町の財政から言えばまだ微々たる金額でありますので、これはもう前回の副町長答弁どおり、実施をするということで、郡内3町の協議もよろしいが、してはいかんとは言いませんが、福崎町はもうやるんですよということで、そういうリーダーシップを持った内容で進めていただきたいと思います。他の2町がついてこなくても福崎町はもうすぐ実施をするという方向で臨んでいただきたいと思いますと思うんですが、教育長いかがですか。

教 育 長 ご指摘の件、胸にとどめておきます。

小林 博議員 胸にとどめておくだけではいかんので、とどめておかれた困るんで、それを行動に出してもらわないかんのです。ということでもあります。

以上、ありがとうございました。端折った質問でしたけれども、それぞれ答弁をいただきまして、具体的なことが多くて問題提起だったわけですが、お願いをしたいと思います。特に、災害対策なり、あるいはごみの問題、健康保険に関する問題については、非常に重大な問題でありますので、町長を先頭に住民の利益を守る立場で取り組んでいただきたいと思いますということを求めて、質問を終わります。

議 長 以上で、小林 博君の一般質問を終わります。

以上をもって通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて第432回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することになりました。よって、閉会することといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

第432回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月10日に招集され、本日までの21日間にわたり、本会議及び委員会と、連日終始熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。

本定例会に提出されました案件について慎重審議をいただき、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また議事の運営につきましても格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆さんには、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

日増しに秋の深まりを感じるさわやかな好季節となつてまいりました。どうか皆様方におかれましては健康に十分ご留意されまして、議員活動を初め町政発展

のためにさらなるご精励をお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

閉会にあたりまして、嶋田町長からごあいさつをいただきます。

町 長 閉会にあたりまして、一言お礼とごあいさつを申し上げます。

ことしの夏は事のほか暑いものでありました。その暑い名残がとれない間に、議会を開会いたしました。幸いなことに一雨がありまして、大変涼しくなっ
てまいった今日でございます。この議会は決算議会という大変重要な議案を含
んでおりました。私たちが1年間取り組んでまいりましたそれぞれの施策につ
いて、議員の皆様方からきちっとチェックをしていただく絶好の機会であつた
わけでございます。この審議にあたりまして、皆様方からお受けいたしましたご
意見や提言、これは今後の町政に生かしてまいりたいと考えているわけござ
います。

中でも、危機管理という問題が非常に多く取り上げられました。私たちは危機
管理については細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

全国的に今の議会のあり方を考えてみますと、議会の機能そのものを小さくし
ようという動きが一方であるわけでありまして、議会は選挙で選ばれた町長
である私と、選挙で選出されました議員の皆さんとの切磋琢磨によると、こ
のようになっているわけでございます。幸い福崎町におきましては、この二元
性の力を存分に発揮するその機能が衰えてはおりません。この間にお受けいた
しました提言や意見は、町民の皆さんの福祉増進、生命・権利の擁護という
そういった方向にきっと生かされてまいると考えているわけでございます。

最後に質問を受けました国保については、私も非常に心配をしているわけ
であります。小さな自治体が受益者が全然メリットがない、そのことが大変
心配であります。かけ金は高くなる、そうなるのではないかという思いを持
っているわけでありまして、ちなみに私の給料と比較しながらお話をさして
いただきますと、ご理解いただけると思うわけでありまして、私は庁内の中
でもかなり高額な歳費をもらっている1人だと考えております。この私が
支払う健康保険料は、国民健康保険料を払われる皆さんの3分の1程度
であります。したがって、国民健康保険を払っておられる皆さん方の健康
保険料が、どれほど高いかということになるわけでありまして、もう少し
すれば70万円を超えて80万円、90万円に最高限度額がなるかもしれ
ないという状況になっているわけでありまして、そんな中で広域的な国民
健康保険の運営はどうなるのかといいますと、大変心配です。そう考
えてまいりますと、町長の権限というのは地方自治法においてそれな
りの権限は持たせていただいております。予算を編成する権利、人事
権、あるいはその他の権限を持っておりますけれども、さて国保を
広域化するか、それとも今のままで置いておくのか、広域化される
というふうになりますと、極めて力は弱うございませぬ。1町がど
んなに訴えたとしても、それが実現するということにはなかなか
難しい、そうなりますと、国民こそ政治の主人公と言われているわけ
でございますから、町民の皆さんのお一人お一人が、そんな高い国民
健康保険税は払えないという、そういう声を隅々から起こしていただく
という運動と相まって、皆さんの福祉、健康を守っていくことができる
のではないかと考えているわけでございます。

危機管理については、きょうで交通旬間が終わるわけでありまして、交通旬
間の一つの大きな目標、標語は「かもしれない運動」であります。あそこ
にひょっとしたら子どもが飛び出すのではないかもしれない、自動車
が出てくるかもしれない、そういうかもしれないにこたえて、万全の注
意を払って運転をした

り、歩いたりするということでもあります。それは単に交通の問題だけではなく、市政を運営するにあたって、この「かもしれない運動」というのは大事でありまして、こんなことが起こるかもしれないから、それに対して万全の備えをとっておこうという、広岡議員の趣旨に合うような形で、これからも頑張っていきたいと考えているわけでございます。

大変長い間慎重な審議をいただき、すべての議案に賛成していただきましたことに、心からお礼を申し上げ、皆さんとともにまだまだ残暑が続くと思えますけれども、健康に留意しながら公私にわたって頑張っていきたいと思っております。議員の皆様方におかれましても、どうぞご健勝であらせますことを、心から祈念をいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 それではこれもちまして閉会といたします。皆さんお疲れさまでございました。

閉会 午後 3 時 3 5 分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成22年9月30日

福崎町議会議長 宇崎 壽 幸

福崎町議会議員 福永 繁 一

福崎町議会議員 東森 修 一